

徳島県

**多機関・多職種連携によるヤングケアラー
支援マニュアル**

**令和6年3月策定
(令和6年11月改訂)**

徳島県

目次

はじめに	4
1 本マニュアルの位置づけ	4
2 マニュアルの構成	5
第1章 ヤングケアラーについて	6
1 本マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方	6
（1）ヤングケアラーとは	6
（2）ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利	8
2 県の実態調査から見える「ヤングケアラー」の姿	11
3 県の取組について	12
第2章 ヤングケアラー支援の基本的な方針	13
1 ヤングケアラーへの理解	13
2 多機関・多職種の連携の重要性	14
第3章 ヤングケアラー支援の連携体制	19
1 県と市町村の役割	19
（1）18歳未満のヤングケアラーへの支援	19
（2）18歳以上のヤングケアラーへの支援	20
2 支援関係者の全体像	21
3 各機関の機能と役割	22
4 支援の類型	25
5 連携体制の考え方	26
（1）行政分野における主管課の設定	26
（2）相談窓口の明確化	30
（3）情報共有における留意点	30
第4章 ヤングケアラー支援のフロー	33
1 気づきから支援・見守りまでの一連の流れ	33
2 支援フローの概要	34

第5章 ヤングケアラーの早期発見・把握	35
1 「ヤングケアラーがいるかもしれない」という意識	35
2 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシートの活用	38
（1）作成に至った背景	39
（2）チェックシートのコンセプト等	39
 第6章 支援方針の検討にあたってのポイント	 43
1 緊急性の判断	43
2 初期介入のポイント	44
3 本人や家族の意向の確認・状況把握	45
4 連携する機関の検討	49
（1）公的支援制度の把握	49
（2）インフォーマルサービス（地域における支援活動）の把握	49
 第7章 支援の実施	 51
1 多機関連携のケース会議のフロー	51
2 多機関連携の支援のポイント	52
（1）会議開催の目的の明確化	52
（2）関係機関の役割分担	52
（3）インフォーマルサービス（地域における支援活動）との連携	53
（4）支援計画の策定	53
3 支援後の見守り・情報共有・モニタリング	56
（1）継続的な信頼関係づくり	56
（2）ケース会議や情報共有会議の定期開催	56
 第8章 支援における今後の課題について	 57
 第9章 相談窓口	 58
1 国の相談窓口	58
（1）相談窓口	58
（2）当事者・元当事者同士の交流会、家族会など（一例）	58
2 県の相談窓口	59
（1）相談窓口（市町村）	59
（2）相談窓口（県）	60

第10章 「困りごと」に応じた支援制度	61
1 家事や幼いきょうだいの世話をしている	61
2 高齢の家族がいて、見守りや介護をしている	63
3 障がいや病気のある家族がいて、介助や看病をしている	66
4 家計を支えるため、放課後はアルバイトをしている	68
5 通訳等により、家族の意思疎通を支えている	68
6 家族のケアと仕事を両立したい	68
7 悩みを相談したい	69
 第11章 事例集	 74
1 要介護の親のケア	74
2 親に代わり家事ときょうだいの世話	75
 第12章 参考資料	 76
徳島県こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート	76
「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート	78
ヤングケアラーアセスメントツール	79
徳島県高齢介護分野におけるヤングケアラー支援マニュアル（抜粋）	82
徳島県障がい福祉分野におけるヤングケアラー支援マニュアル（抜粋）	82
徳島県ヤングケアラーに関する実態調査（児童生徒調査・概要版）	83

はじめに

1 | 本マニュアルの位置づけ

こどもが果たす家庭内の役割（家族のケア、お手伝いの範囲や程度）は、時代、文化、地域などによって異なります。こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育みますが、一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています。ここでいう過度な負担とは、実質的なケア時間など量的な負担だけでなく、本来大人が果たすべき責任や精神的な苦しさを伴うケアなどの質的な負担も含まれます。

本マニュアルは、令和6年6月12日に公布・施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」における「子ども・若者育成支援推進法」等の改正内容をふまえ、ヤングケアラーの中でも特に支援対象となり得るこどもに焦点を当てて作成しています。支援にあたっては、家族のケアを行うことが、こども自身の生きがいになっているケースがあることにも留意し、ヤングケアラー本人や家族から話をよく聞き、それぞれの気持ちに寄り添いながら、全てのヤングケアラーが個人として尊重される視点を持って支援をしていくことが重要です。

このマニュアルでは、ヤングケアラーと思われるこどもを見逃すことなく把握し、こども本人からしっかりと話を聞いた上で、そのこどもや家族がおかれている状況を理解し、気持ちに寄り添った支援を進めることを目指し、ヤングケアラーの支援を行う自治体担当者及び関係団体・支援者の方（学校、福祉分野、地域の方）を対象として策定しています。

県では、皆様方の御協力を頂戴しながら、ヤングケアラー支援のための施策を推進し、こどものため息を聞き漏らさない、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組んで参ります。

※本マニュアルは、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」における「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究」における「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き」、「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」における「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」及び「R6.6.12付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知」を参考に、徳島県ヤングケアラー支援連絡会議での議論を踏まえて策定しています。今後も随時マニュアルの見直しを行うこととします。

2 | マニュアルの構成

本マニュアルでは、3部構成となっています。

総論編 第1－3章

1－2章でヤングケアラーに関する概念、支援の基本方針について示し、3章で支援に関わる機関、支援の全体像等について示しています。

第1章	ヤングケアラーとはどのようなこどもを指すのか知りたい
第2章	ヤングケアラー支援の基本的な方針を知りたい
第3章	ヤングケアラー支援の関係機関・連携について知りたい

実践編 第4－8章

ヤングケアラーと思われるこどもに気づいてから支援までの一連の流れやポイントについて、4章で支援のフローを示し、フローの具体内容を5章【早期発見・把握】→6章【支援方針の検討】→7章【支援の実施・見守り】の順に示しています。

第4章	ヤングケアラーに気づき、支援するまでのフローを知りたい
第5章	ヤングケアラーに気づくためのポイントについて知りたい
第6章	支援検討においてのポイントについて知りたい
第6章	支援検討において本人と対話する際のポイントについて知りたい
第7章	支援のポイント・導入後の見守りについて知りたい
第8章	今後の課題について知りたい

資料編 第9－12章

ヤングケアラー相談窓口や支援制度等を掲載しています。

第9章	相談窓口について知りたい
第10章	「困りごと」に応じた支援制度を知りたい
第11章	具体的な支援事例を知りたい
第12章	マニュアルに掲載されている様式について知りたい
第12章	県の実態調査の結果について知りたい

第1章

ヤングケアラーについて

1 本マニュアルにおける「ヤングケアラー」の捉え方

(1) ヤングケアラーとは

令和6年6月12日に交付・施行された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国及び地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に※行っていると認められる子ども・若者）が明記されました。

また、法改正にあたって、支援の対象年齢として、こども期（18歳未満）から若者期を切れ目なく支えるという観点から、おおむね30歳未満を中心とし、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る旨が示されており、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期における継続的な支援が求められています。

【参考】子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- ⑦ 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

※「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。（出所）R6.6.12付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

【ヤングケアラーが行っていることの例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

こどもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。

一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くとこども自身の心身の健康が保持・増進されない、社会性発達の制限、学習面や進学、就労への影響が出ることがあると報告されています。

「ヤングケアラーが行っていることの例」に当てはまるかどうかで、「ヤングケアラー」であると判断することを求めるものではありません。ヤングケアラーが担う家族のケアの内容や質が多様であるのはもちろんですが、こども本人がそのことに対してどのように感じているのか、支援を望んでいるのかといった点も様々です。また、それらは、ヤングケアラーがケアをする家族の状況やこどもの年齢、発達の状況によって変化することもあります。

現時点では支援が必要な状況におかれていないこどもであっても、将来的に負担を抱えるかも知れないという視点も重要です。

(2) ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

ヤングケアラーと思われるこどもを見逃すことなくキャッチするには、先の「ヤングケアラーが行っていることの例」のような、こどもが日常的に送っている生活がどのような状況であるかといった視点とともに、『子どもの権利条約』に定められた権利が侵害されている可能性がないかといった視点を持ちながら、こどもの様子を気にかけることが重要になります。

『子どもの権利条約』では、様々なこどもの権利が定められており、その中でもヤングケアラーと関係が深いものとしては、教育を受ける権利や休み・遊ぶ権利をはじめとして、意見を表す権利、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利、生活水準の確保などが挙げられます。

こどもの権利が侵害されているのではないか、または権利の侵害までには至らなくとも、支援を必要としているのではないかと感じる場合は、そのまま見過ごすことをせず、まずはこどもやケアの対象者である家族の状況をよく確認してみてください。その際、客観的な状況のみならず、こどもの内面や気持ちにも気を配りましょう。

【『子どもの権利条約』のうち、ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利】

第3条 子どもにとってよいことを

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ることから子どもを守らなければなりません。

(出所) 公益財団法人日本ユニセフ協会

【参考：『子どもの権利』に関するアセスメント項目】

①健康に生きる権利	
☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	
☐ 精神的な不安定さがある	
☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	
☐ 表情が乏しい	☐ 極端に痩せている、痩せてきた
☐ 家族に関する不安や悩みを口に出している	☐ 極端に太っている、太ってきた
☐ 将来に対する不安や悩みを口に出している	☐ 予防接種を受けていない
☐ 生活リズムが整っていない	☐ 虫歯が多い
☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	

②教育を受ける権利	
☐ 欠席が多い、不登校	
☐ 遅刻や早退が多い	
☐ 保健室で過ごしていることが多い	
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	
☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
☐ 学力が低下している	
☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない	
☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
☐ 部活に入っていない、休みが多い	☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
☐ 校納金が遅れる、未払い	☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い
☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い	
☐ 高校に在籍していない	

③子どもらしく過ごせる権利	
☐ 幼稚園や保育園に通園していない	
☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している	
☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	
☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある	
☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	
☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける	
☐ 子どもだけの姿をよく見かける	
☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
☐ ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
☐ 極端に痩せている、痩せてきた	

（出所）令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する調査研究」
 における「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」

2 | 県の実態調査から見える「ヤングケアラー」の姿

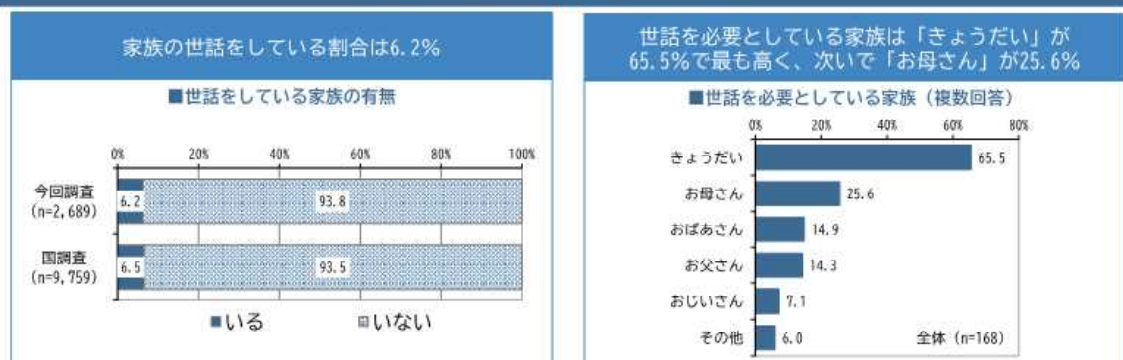
ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーがおかれている多様な状況やケアすることへの認識、想いを理解しておくことが重要です。

県では、令和4年度に県内公立小学校6年生、公立中学校及び公立高等学校（全日制）の生徒を対象として実態調査を実施しました。

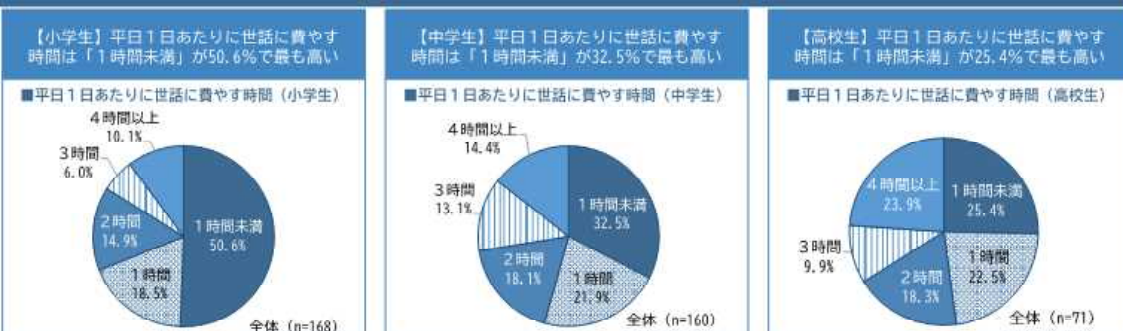
小学校6年生では、「世話をしている家族がいる」と答えた児童が6.2%存在する一方で、7割以上が「世話について相談した経験がない」など、本人からは声を上げにくい実態が読み取れます。

【実態調査結果概要（抜粋）】

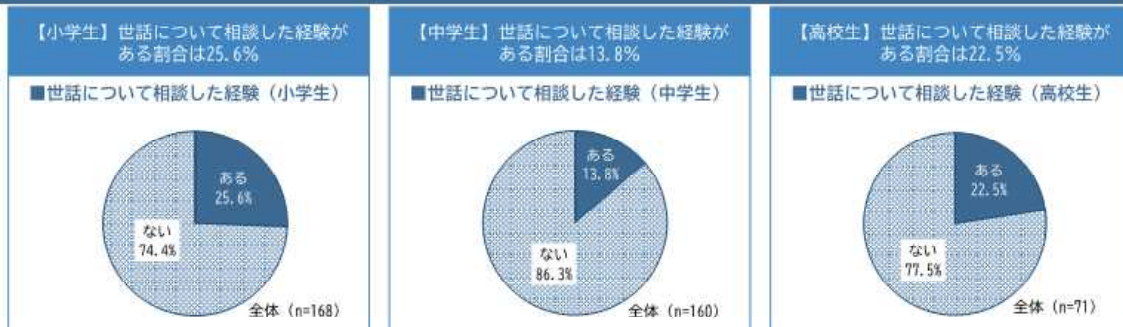
【小学生】世話をしている家族について



平日1日あたりに世話に費やす時間



世話について相談した経験



3 | 県の取組について

県では、前述の実態調査をふまえて、支援が必要なヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげるため、令和5年度より市町村、教育、高齢介護、障がい福祉等の関係団体の実務者により「徳島県ヤングケアラー支援連絡会議」を設置し、事例を共有するとともに、支援にあたっての好事例の横展開を図っています。

また、県及び各市町村に相談窓口を設置し、ヤングケアラーの認知度向上を図るとともに、支援者を対象とした研修を実施し、当事者への支援に取り組んでいます。

徳島県ヤングケアラー支援連絡会議 構成員（順不同）

学識者	国立大学法人鳴門教育大学大学院 木村 直子 准教授 徳島文理大学保健福祉学部 江口 久美子 教授 四国大学生生活科学部 中岡 泰子 教授
関係機関	徳島県社会福祉協議会 徳島県母子寡婦福祉連合会
支援機関	徳島県民生委員児童委員協議会 徳島県社会福祉士会 徳島県介護支援専門員協会 徳島県相談支援専門員協会 徳島県精神保健福祉士協会 徳島県医療ソーシャルワーカー協会
行政	各市町村ヤングケアラー支援所管課 県庁内プロジェクトチーム

第2章

ヤングケアラー支援の基本的な方針

ヤングケアラー支援の特徴の一つとして、こども本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることは難しいという点があります。

そもそも話を聞いてもらい、「相談する」という発想自体をあまり持ち合わせていない可能性も考えながら、こどものことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、こどもと家族の意思を尊重しながら本人にとっての選択肢を増やしていくことが大切です。

1 ヤングケアラーへの理解

ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもがおかれている背景を把握し、こどものみならず、家族全体を捉える視点が重要です。

ただし、支援者の視点では支援が必要と思われたとしても、こどもや家族が支援を望まない場合があります。そのため、家族の状況やこどもが担う家庭内の役割の把握のみならず、こども本人がケアをすることについてどのように考えているのかを確認し、それらを通して、こどもが支援に対してどのようなニーズを持っているのかを理解することが重要です。

ヤングケアラーのケアへの認識や想いは多様です。ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒントを紹介します。

【ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント】

- ヤングケアラーは、成長過程や発達の途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担をこども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- こどもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。

- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障がいを抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や、口止めされている場合もあり、家族のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアをすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況についてかわいそうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで思いやり、責任感が芽生える等の側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割をこどもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他のこどもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

2 | 多機関・多職種の連携の重要性

ヤングケアラーが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合しやすいという特徴があります。

- 【例】
- 母親は精神障がいがある。
 - 小学校高学年のこどもが母親を支えている。
 - 祖父母は介護を受けているため頼ることができない。

前述例の場合、精神障がいがある女性への支援を担当する障がい福祉部門をはじめ、祖父母の介護を担当する高齢者福祉部門やこどもの通う学校など、様

々な機関・部署が、それぞれの専門領域から関わっていくことが想像できます。

ただ、それぞれが個別に支援を行っている場合、ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、支援するという取組が不足してしまう可能性があります。

ヤングケアラーがおかれている状況や認識は様々であり、それらを総合的にアセスメントしながら検討する支援内容も様々です。よって、万人に共通する支援の型を決めることは現実的ではなく、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、ケースごとにカスタマイズしていくことが求められるといえます。

ただし、「ヤングケアラーに対して何か特別な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はありません。

ヤングケアラーに対して何か特別な支援を考えるのではなく、各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場でできることは何かを考えることが大切であり、既にある支援の組合せが求められるため、複数の関連機関による連携が重要となります。

【多機関が連携して支援を行う際の在り方・姿勢として、連携支援十か条】

- ① ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- ② 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- ③ ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- ④ 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- ⑤ 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- ⑥ 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- ⑦ 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- ⑧ 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- ⑨ ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- ⑩ 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

【効果的であったと感じられた多機関連携による事例】

要保護児童 対策地域協 議会	■ 放課後等デイサービスから連絡を受け、対応した事例。 要保護児童対策地域協議会で役割分担を行い、放課後等デイサービスがヤングケアラーのケア対象者である母親に受診を促し、病院につなげるとともに、市町村の障がい福祉部門と連携し、訪問看護を利用するようになった。 また、発達障がいのある次男の世話を長男がしていたが、放課後等デイサービスの支給量の見直しや休日の利用につなげた。現在、長男、次男ともに学校の見守りを実施している。
高齢者福祉 部門	■ 学校から市町村の母子保健担当者を通じて連絡が入り対応をした事例。 こどもはおじと祖母の3人暮らしで、おじは仕事で帰宅が遅く、祖母は末期がんとになり、こどもが祖母の急変時に対応できるか不安があった。地域包括支援センターが調整し、民生委員・児童委員、自治会、スクールカウンセラーを集めた関係者会議を開催し、緊急時の対応や見守りについて確認した。
障がい福祉 部門	■ 生活保護ケースワーカーより障がい福祉部門が依頼を受け関わり始めた事例。 ヤングケアラーのケア対象者は精神疾患があり長期にわたり服薬を中断していたため、精神症状が悪化していた。 生活保護担当、子育て支援担当、ケア対象者の通院先の医療機関と連携をし、ケア対象者は入院、こどもは児童相談所による一時保護が行われた。 ケア対象者の退院の際には、生活環境を整理し、居宅介護、訪問看護、相談支援事業所の利用へつなげた。関係機関で情報共有しながら、ケア対象者・こどもが生活できるよう支援している。
教育委員会	■ 虐待通告の中で、虐待を受けている妹の面倒を兄が見ていることが判明し、児童相談所からケース会議の依頼があった事例。 児童相談所が保護者の子育ての悩みを傾聴、支援プログラムの紹介を行い、子育て支援担当課は、ペアレントトレーニングを紹介した。 また、教育委員会は兄の通う学校に見守りの指示と関係機関との連携を図った。学校が伝えにくいことを子育て支援担当課から伝えてもらうなど、保護者や本人が学校と少しでも良好な関係を保てるよう支援した。
学校	■ こどもの日記に助けを求める記載があったことから支援につながった事例。 両親が感染症罹患のため入院し、もともと精神疾患のある母親は、退院後も寝たきりの状態になっていた。祖母がケアをしていたが、うつ傾向となり、こどもが日記で助けを求めた。 担任がスクールソーシャルワーカーと連携し、社会福祉協議会、障がい者自立支援協議会、市の福祉担当部署と学校で協議した。 家族は支援を受けることに消極的であったが、ヤングケアラーを担当する担任と社会福祉協議会の福祉関係課と一緒に家庭訪問を実施したところ、異なる立場からの説明により、家族の理解を促すことができた。

医療ソーシャルワーカー	■ 末期がん闘病中の母親の長女がヤングケアラーであった事例。 母親の担当の医療ソーシャルワーカーは母親と父親に対して長女に介護をさせないように説明しつつ、スクールソーシャルワーカーやケアマネジャー、訪問看護とも連携し支援した。 スクールソーシャルワーカーは学校の先生とともに学校での様子確認や家庭訪問をし、ケアマネジャーや訪問看護は在宅で長女が過度に介護を担わないで済むように支援した。
精神保健福祉士	■ 入院していた方（親）のこどもがヤングケアラーであった事例。 入院中に担当の精神保健福祉士が親やこどもの希望や考えを聞き、それを関係機関と共有し、ケア会議の開催や退院に向けた地域社会でのマネジメントを行う人の選定、誰が何の支援をどのようにするかなどを確認した。

第3章

ヤングケアラー支援の連携体制

1 県と市町村の役割

(1) 18歳未満のヤングケアラーへの支援

市町村は、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等その他の者」に対し、サポートプランの作成等の包括的かつ計画的な支援を行う義務があります。

【参考】児童福祉法第10条第1項第4号（抜粋）

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ④ 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

18歳未満のヤングケアラーのうち、要支援児童等に該当する場合は、市町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要があります。ヤングケアラー本人や家族が「支援は必要ない」などと支援を拒否している場合や、支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい場合などであっても、支援が必要であれば、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行うことが重要です。

また、ヤングケアラー本人や家族と信頼関係が形成できていない場合は、サポートプラン作成の趣旨や目的について十分に説明し、作成に向けた働きかけを行い、その上で作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じてニーズの把握を行い、支援を実施する必要があります。

なお、要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人のこどもの置かれた状況や本人の受け止めに応じてサポートプランを作成するなど、具体的な支援等の検討が必要な場合もあります。

そして、おおむね15歳以上のヤングケアラーに対しては、就労支援や地域の若者支援施策へのつなぎなど、本人が18歳以上となり若者への移行期を迎えるにあたって、必要となる支援内容を想定しながら、具体的な支援等を検討

する必要がありますことにも留意が必要です。

（２） １８歳以上のヤングケアラーへの支援

【県の役割】

１８歳以上のヤングケアラーへの支援体制の構築にあたっては、特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に県において、

- ①個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援
- ②上記を踏まえた必要な支援（介護保険サービス、障害福祉サービス等の担当部署やサービス提供事業者等）に向けた市町村へのつなぎ
- ③精神的なケアなどの相談支援やピアサポート等の体制整備

が必要です。

【市町村の役割】

１８歳以上のヤングケアラーに関しては、市町村のサポートプランの作成等の対象にはなりません。が、年齢による切れ目がないよう支援を行うことが重要であり、子ども・若者育成支援推進法に基づく支援を行うことができる体制を整備することが必要です。

【参考】子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

第１５条 国及び地方公共団体の機関その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものは、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- ① 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- ② 医療及び療養を受けることを助けること。
- ③ 生活環境を改善すること。
- ④ 修学又は就業を助けること。
- ⑤ 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

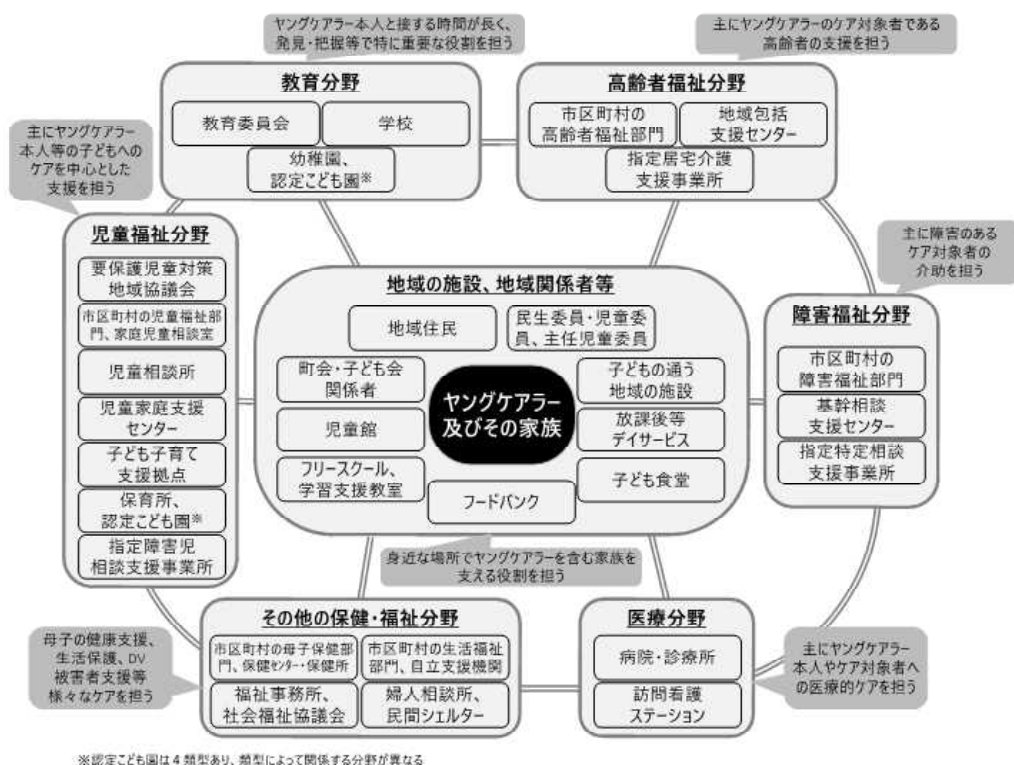
また、市町村は住民に最も身近な基礎自治体であり、介護、障害等の具体的な福祉サービスの支給決定等を担うことから、ヤングケアラーについても、本

人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市町村が中心的な役割を果たすことが期待されています。

2 支援関係者の全体像

ヤングケアラー及び家族が抱える課題や背景は複雑で、おかれている状況は多岐にわたります。したがって、多くの機関の連携・協力体制の下で、ケースに応じた支援が求められます。

【ヤングケアラー支援における主な関係機関】



(出典) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」

3 各機関の機能と役割

支援にあたっては、ケースに応じた様々な機関との連携が必要となります。各機関の機能と、支援において求められる役割について下表に示します。ケースに応じ、連携機関を検討する際の参考にしてください。

【各機関の機能及び役割例】

児童福祉・こども・若者に関する分野

市町村の児童福祉所管課 (要保護児童対策地域協議会の調整機関)	■ こどもに関する様々な問題につき、家族やその他からの相談に応じ、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行う。 ■ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。 ■ 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う。
市町村の子育て支援所管課	■ こどもに関する様々な問題につき、家族やその他からの相談に応じ、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行う。 保育所をはじめ放課後児童クラブ・児童館の利用等の保育サービス支援を行う。
児童家庭支援センター	■ 児童福祉法に基づいたこどもと家庭の専門相談機関。 ■ 心理療法等も行う。 ■ こどもとその家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
児童相談所	■ 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、こどもに関する相談について、こども本人・家族・学校の先生・地域の方等、広く受け付けている。 ■ 関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
子ども・若者支援地域協議会	■ 子ども・若者育成支援推進法に基づいて設置され、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関による情報交換と連絡調整を行う。

教育

市町村教育委員会	■ 学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議に参画する。 ■ スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問し、本人や保護者との対話を通じて適切な支援に向けて関係機関と調整する。
学校	■ 学校ではヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいと日常的に接する機会があり、早期発見・把握、見守り、外部の関係機関との情報共有等を行う。 ■ 教員や養護教諭の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている。

生活福祉

市町村生活福祉部門 (福祉事務所)	■ 生活保護及び生活困窮者の自立支援を行う。就労支援、生活保護等の経済的支援の検討、親と子のそれぞれに必要な支援、家庭訪問等様々な支援を担う。
----------------------	---

障がい福祉

市町村障がい福祉所管課	■ 障がい福祉サービス等の支給決定など、障害者総合支援法等に基づき、地域の障がい保健福祉施策を担う。ヤングケアラー本人またはケアをしている家族に障がいがある場合の支援を行う。
相談支援事業所 基幹相談支援センター	■ 障がいのある人の福祉に関する様々な事柄について、専門的・総合的な相談支援のほか、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助も行う。

高齢介護福祉

市町村高齢介護 所管課（地域包 括支援センタ ー）	■ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行う。
居宅介護支援事 業所	■ 介護保険によるサービスを適切に利用するために、居宅サービス計画の作成・居宅サービスを提供する事業所等との連絡調整を行う。

保健・医療

市町村母子保健 所管課 保健センター	■ 地域住民への健康相談、保健指導等を行う。 ■ 関係機関とともに行う家庭訪問や乳児の指導や見守り時にこどもの様子や家の中の様子を把握し、必要に応じて関係機関と情報の共有や行政サービス、医療との連携を図る。
病院・診療所	■ ケア対象者への医療の提供（入院や往診）、訪問看護等を行う。

地域

地域の施設 （児童館、放課 後児童クラブ 等）	■ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設等。
地域の関係者 （民生委員・児 童委員、子ども 会関係者、近隣 住民等）	■ 地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。
民間支援団体等 （フリースクー ル・こども食堂 等）	■ 学習活動、教育相談、体験活動等の活動や、無料又は定額の食事を提供する等により、地域交流の役割も担う。

4 | 支援の種類

支援の方向性の検討にあたって、下記の2パターンを整理しました。これらは単独で実施するのではなく、同時に複数のパターンを併用したり、本人や家族の気持ちに応じ、徐々に導入することもあります。

【支援のパターン】

	内容
課題解決型支援	本人やケアの対象者である家族向けの行政等の福祉サービス等の提供 ■ 家事支援サービス ■ 介護保険サービス（高齢者等） ■ 障がい福祉サービス（障がいがある場合） ■ 医療・訪問介護サービス ■ 生活保護、生活困窮者自立支援 ■ きょうだいの一時的預かり、保育所・学童クラブ等の利用調整 等
寄り添い・見守り型支援	ヤングケアラー同士や元ケアラーとの交流、地域の大人との会話や見守りにより、安心感や精神的負担の軽減につながる。 ■ ピアサポート、相談SNS等本人がケアや生活等について安心して話せる場の提供 ■ 学校における担任やスクールカウンセラー等による相談対応 ■ 本人の息抜きになる安心して通える居場所の提供 ■ 学習支援、食事提供 等

5 | 連携体制の考え方

(1) 行政分野における主管課の設定

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、各市町村において、制度や分野が異なる各課・関係機関や地域関係者の情報を集約し、組織横断的に連携して支援できるよう、総合的にコーディネートする機関・部署（以下、主管課という）を明確に定める必要があります。

主管課の設定にあたっては、情報共有のための既存の会議体や制度等を活用することも有効であり、複数部署による共管とすることも可能です。

また、支援が長期になる可能性をふまえ、年齢や主として利用する福祉サービス等によって主管課を引き継いでいくことや、子ども・若者支援地域協議会の設置を検討する等、支援が途切れることがないように体制を整えることが重要です。

【既存の会議体を活用する例】

	要保護児童対策地域協議会 (児童福祉法)	支援会議 (社会福祉法)	支援会議 (生活困窮者自立支援法)	子ども・若者支援地域協議会 (子ども・若者育成支援推進法)
中心機関	児童福祉所管課	生活福祉所管課	福祉事務所	青少年関係所管課
支援対象者	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等	地域生活課題を抱える地域住民及びその家族	現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者
目的等	支援対象児童等に関する情報 その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う	複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯に関する情報共有や、地域における必要な支援体制を検討する	関係機関により情報を共有し、経済的困窮者を早期把握し、地域における支援体制を検討する	関係機関により情報を共有し、困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことが出来るよう援助を行う
法令に基づく守秘義務	あり	あり	あり	あり

■ 児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会

設置・運営指針（抜粋）

第1章 要保護児童対策地域協議会とは

4 支援対象者

地域協議会の支援対象者は以下のとおりであり、**虐待を受けた子ども**

もに限られず、非行児童等も含まれる。

- ① 児童福祉法第6条の3第8項に規定する「**要保護児童**（※1）（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」**及びその保護者**（※2）

（※1） 児童福祉法第31条第4項に規定する「延長者」及び同法第33条第8項に規定する「保護延長者」を含む。

（※2） 「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。

- ② 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「**要支援児童**（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」**及びその保護者**（※2）

- ③ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する「**特定妊婦**（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」

第3章 要保護児童対策地域協議会の機能

1. 業務内容

- (1) 地域協議会は、支援対象児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

【要保護児童対策地域協議会（児童福祉所管課）を中心とした連携体制イメージ】



■ 社会福祉法に基づく支援会議

社会福祉法第106条の6（抜粋）「支援会議」

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、**地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。**
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

■ 生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

生活困窮者自立支援法第9条（抜粋）「支援会議」

- 2 支援会議は、**生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。**
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するように努めるものとする。

【支援会議（生活福祉所管課・福祉事務所）を中心とした連携体制イメージ】



■ 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会

設置・運営指針（抜粋）

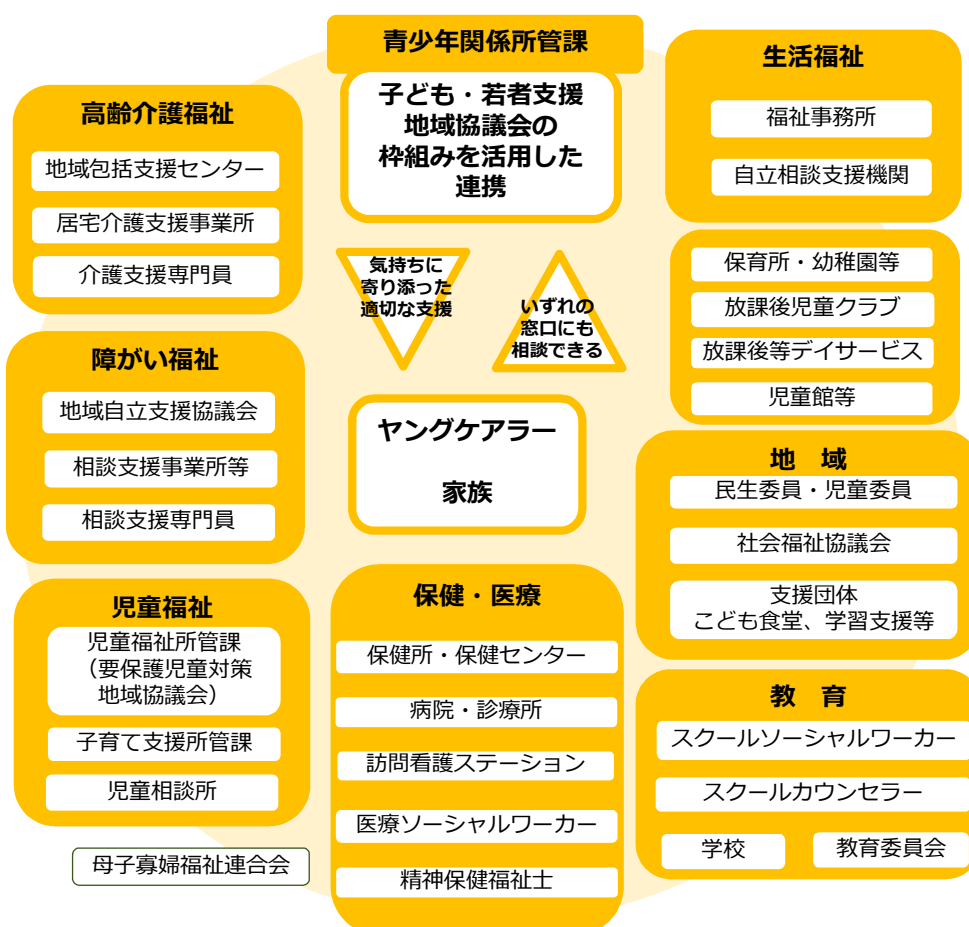
2 協議会の基本的な仕組み

(1) 対象となる子ども・若者

支援の対象となる子ども・若者とは、（中略）「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもりや若年無業者だけではなく、「その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である不登校など**様々な困難を有する子ども・若者を幅広く含む**ことになる。ここで、「子ども・若者」の対象年齢は30歳代までを想定している。

もともと、福祉、雇用といった個別の分野における、それぞれの担当機関や他のネットワークによる支援だけで十分に対応可能なものまですべて協議会で継続的に支援を行う対象とするという趣旨ではない。すなわち、**協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを扱う**ということである。

【子ども・若者支援地域協議会（青少年関係所管課）を中心とした連携体制イメージ】



(2) 相談窓口の明確化

市町村で相談窓口の看板を掲げることで、ヤングケアラー及びその家族、関係機関からの相談（情報）を集約することができます。

そのため、どこに相談したら良いか分かりやすくするため、専用の相談窓口を設置したり、既存の窓口でもヤングケアラーの相談を受けることを明確にしたりすることが必要です。

なお、必ずしも主管課のみを相談窓口とする必要はありません。どの機関や部署が相談窓口となり、連携していくかを庁内で共有しておくことが重要です。

【参考：ヤングケアラーコーディネーターの配置】

こども家庭庁が実施する「ヤングケアラー支援体制強化事業」を活用し、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として「**ヤングケアラーコーディネーター**」を新たに配置することも有効です。

■参照：こども家庭庁通知（R5. 5. 26付こ支虐第56号）
ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について

(3) 情報共有における留意点

個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。また、同意を得た場合でも、どこまでの情報を誰に伝えるか説明しておくことが信頼関係づくりにつながります。

同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私たちからお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有のメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。

本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、今後、相談支援に関わる機関において情報を共有することになることを説明するのがよいでしょう。

一方で、本人から同意が得られない場合は、「(1) 行政分野における主管課の設定」で例示した既存の会議体を活用することが有効です。各会議体の構成

員に対し、法律上の守秘義務をかけられるため、本人の同意を得られなくても個人情報の共有が可能となります。

情報共有には、受け取る側にも責任が生じるため、関係者なら誰でも共有できるものではありません。受け取る側には、個人情報の保護に関する知識や情報リテラシー（情報を適切に理解し、活用する力）が求められます。

【家族の同意が得られない場合の個人情報の共有に係る取組や考え方の例】

■要保護児童対策地域協議会に通告

学校で発見したヤングケアラーが児童虐待を受けたと思われる場合、通告義務の観点から本人等の同意は不要であると判断し、校長の責任のもと、学校から教育委員会へ報告。

→要保護児童対策地域協議会で取り扱うことで関係者間で情報共有

■児童福祉法に基づく要支援児童として市町村への情報提供

児童福祉法で関係機関が支援を要する児童を把握したときは市町村への情報提供に努めるとあることから、個人情報保護の例外的な取り扱いとして、「法令に基づく場合」に該当。

→本人の同意がなくても個人情報保護法違反にならない

【各法律に基づく守秘義務に係る条項】

■児童福祉法第25条の5（抜粋）「要保護児童対策地域協議会」

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない**。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

■社会福祉法第106条の6（抜粋）「支援会議」

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない**。

■生活困窮者自立支援法第9条（抜粋）「支援会議」

5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がな

く、支援会議の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない。**

■子ども・若者育成支援推進法第24条（抜粋）

「子ども・若者支援地域協議会」

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して**知り得た秘密を漏らしてはならない。**

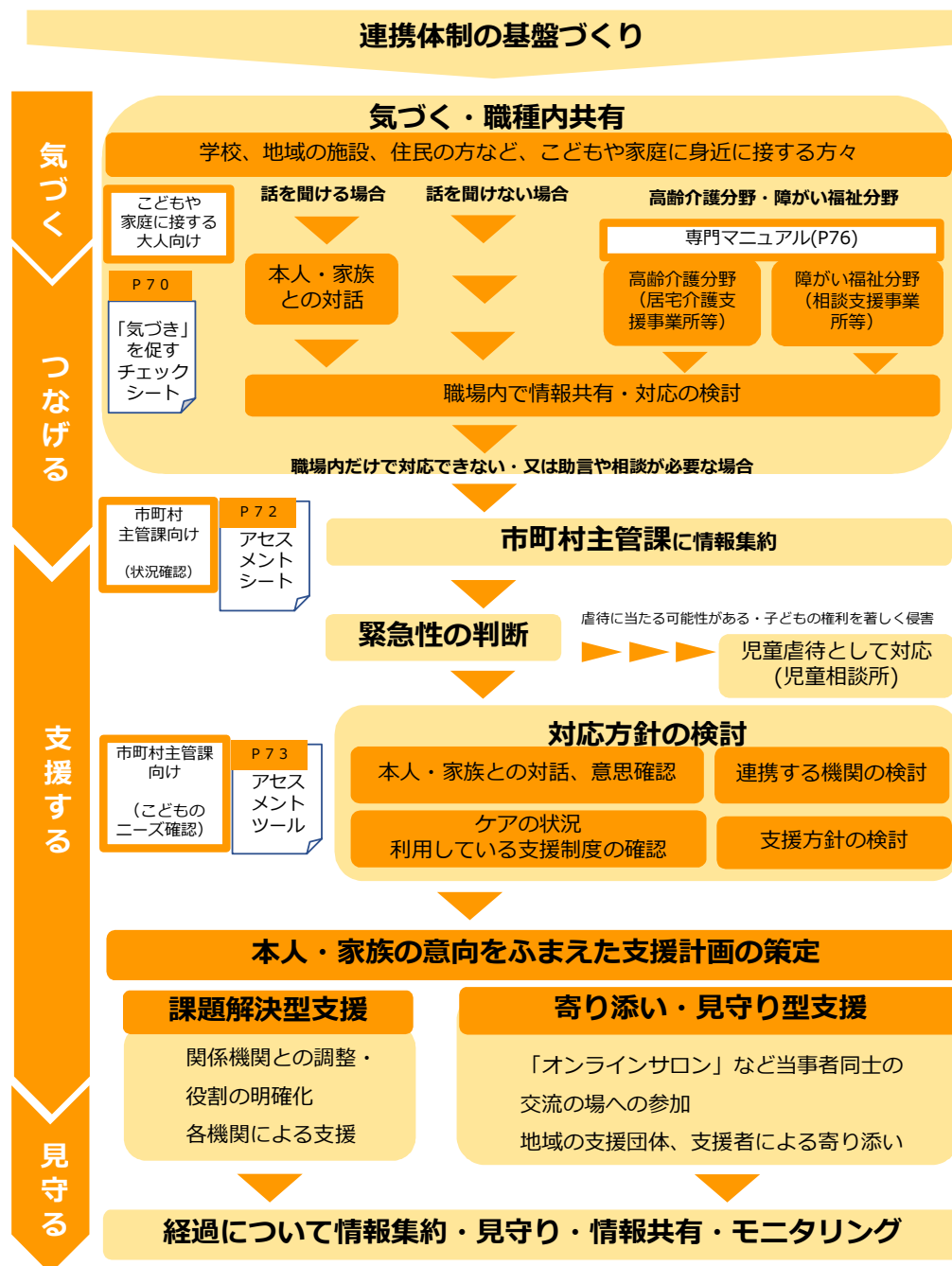
第4章

ヤングケアラー支援のフロー

1 気づきから支援・見守りまでの一連の流れ

発見から支援の実施までの大まかな流れは下記のとおりです。

【支援フロー例】



2 | 支援フローの概要

ここでは、フローの概要を説明します。詳細は次章以降を参照ください。

1 気づく (第5章)

- 各機関は、日々の業務において、各支援を受けている家族の背後に、ヤングケアラーと思われるこどもが「いるかもしれない」という可能性を意識する。
- 「気づき」を促すチェックシート（P 70）を活用し、地域において支援が必要なこどもに気づく視点を増やす。

2 つなげる (第6章)

- 各機関は、ヤングケアラーをはじめ支援を必要とするこどもを把握し、自機関だけでは対応できない場合、又は助言や相談が必要な場合には、市町村主管課に情報提供を行う。
- 本人や家族との対話による意思確認のもと、支援方針を検討する。
- 連携する機関の検討を行う。

3 支援する (第7章)

- 支援方針の検討をした後は、連携が必要と考えた機関を招集し、ケース会議を開催する。
- 本人や家族の意向をふまえ、インフォーマルサービス（地域における支援活動）も含めて地域資源を活用した支援計画を策定する。

4 見守る (第7章)

- 本人や家族の状況の変化により、支援内容の見直しが必要な場合がある。
- 変化に早期に対応できるよう、継続した見守りと信頼関係づくりが必要。

第5章

ヤングケアラーの早期発見・把握

1 「ヤングケアラーがいるかもしれない」という意識

ヤングケアラーは身近な課題である一方で、家庭内で抱える困難さに起因することから、表面化しにくいものです。また、こども自身やその家族が「ヤングケアラー」であることを認識していない、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかがわからないといった理由により、必要な支援につながっていないケースもあります。

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、様々な問題・部署の担当者の方が「ヤングケアラーがいるかも知れない」ということを常に意識して日々の業務にあたり、関係機関と連携しながら早期把握に向けたアプローチを実施するとともに、家庭内の状況に日常的に接する方（民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、学校、地域の方等）が、支援を必要としているこどもに対し「気づき」の目を向けることが重要です。

また、既に家族が何らかの支援を受けている場合は、普段から家族と接点のある担当者が日頃から様子を気にかけてたり、家族に対しても困ったことがあったら話してほしい旨を伝えておくことで、ヤングケアラーと思われるこどもに早期に気づける可能性があります。訪問型支援サービスの場合は、自宅訪問時に、ケア対象の家族だけでなくこども本人とも会話をするなど、日頃から関係性を構築することで、ふとした時に相談をしてくれる可能性があります。

【ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例】

教育・保育 (学校・保育所等)	■ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ■ 遅刻や早退が多い ■ 保健室で過ごしていることが多い ■ 提出物が遅れがちになってきた ■ 持ち物がそろわなくなってきた ■ しっかりしすぎている ■ 優等生でいつも頑張っている ■ こども同士よりも大人と話が合う ■ 周囲の人に気を遣いすぎる ■ 服装が乱れている ■ 児童・生徒から相談がある ■ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ■ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない ■ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
高齢介護福祉 (地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等)	■ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ■ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
障がい福祉 (相談支援センター・相談支援事業所等)	■ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ■ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
生活福祉 (福祉事務所、自立相談支援機関等)	■ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ■ 家庭訪問時や来所相談時に常にそばにいる

医療 (病院、診療所 等)	■ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある(平日学校を休んで付き添いをしている場合) ■ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い ■ 家族の介護・介助をしている姿を見たことがある(往診時等)
地域	■ 学校へ行っている時間に、学校以外で姿を見かけることがある ■ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ■ 毎日のように洗濯物を干している ■ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している ■ こども食堂での様子に気になる点がある
就労(勤務先)	■ 生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている
その他	■ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある ■ ゴミ問題の発生 ■ 家賃不払いにより自宅を退去 ■ こどもが親の通訳をしている

【県及び市町村における早期把握のアプローチ例】

記名式等による 実態把握	■ ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努めた上で、主に市町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施
支援の必要性・ 緊急性の高い者 への優先的な支 援	■ 生活保護・児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ (例) ・ケースワーカーとの同行訪問等による状況確認 ・児童扶養手当申請手続き等における状況把握 ■ 学校等を通じたアプローチ (例) ・学校等を通じたアンケート調査及びスクールカウンセラーによる相談支援状況をふまえ、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努める ■ 精神保健福祉分野との連携によるアプローチ (例) ・県精神保健福祉担当部局及び医療機関、関係事業者等と連携した状況把握

2 | こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシートの活用

ヤングケアラーに限らず、困難を抱えるこどもや家庭を見逃さず、支援につなげるためには、日々こどもと関わる大人の「気づき」が重要であるため、県では、支援が必要なこどもへの「気づき」を促すチェックシートを作成しました。

このチェックシートにより、各分野の業務又は地域の中で、「支援を必要としているのではないか？」という視点の参考としてください。

また、こども一人一人の家庭環境を考え、感じ取った違和感をそれぞれの機関内で共有して頂き、自身の機関だけでは十分に対応できない場合には、市町

村相談窓口につなぎ、連携して対応することが大切です。

(1) 作成に至った背景

ヤングケアラーの問題は見えづらく、また、こども自身が認識をしていない場合も多いことから、こどもから周囲に支援を求めることは難しい状況です。支援を必要とするこどもや家庭をより早期に把握し、支援を行うためには、日常的な様子や家庭内の状況に接している関係機関の「気づき」の視点がより重要になります。

ヤングケアラーの抱える課題は複合的であるため、当チェックシートの作成にあたっては、既存の各種アセスメントシートを参考の上、貧困や障がいなど、広くこどもが抱える課題を網羅した項目とし、関係機関の負担軽減と実用性に配慮し、気づきのポイントとして特に重要な項目のみで構成しています。

当シートは、アセスメントの結論づけを目的としたものではなく、地域での「気づき」の視点を増やし、市町村相談窓口への情報提供を円滑に進めることが目的です。多機関・多職種における「共通言語」として当シートをご活用ください。

(2) チェックシートのコンセプト等

チェックシートについて、コンセプト（目的）等について次のとおり整理しました。

【コンセプト】

- ① 支援が必要なこどもやその世帯に関わる主な傾向（気に留めておく項目）を意識する。
- ② 自分自身から伝えづらく、見落としやすい、困難を抱えるこどもに気づく目安とする。
- ③ 気になるこどもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとする。

【使用場面例】

こどもや家族の日常の様子に接点を有する大人が確認する。

■ 医療機関の場合

診療報酬の入退院支援加算における「退院困難な要因を有する患者」としてヤングケアラーが把握された際、病院内の医療ソーシャルワーカーや自

治体等に連携する等

■ **学校の場合**

教育相談、定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの面談時、教員と養護教諭やスクールソーシャルワーカーとの共同使用等

■ **民生委員・児童委員やこどもの居場所運営者をはじめとした地域の方**
普段の関わりの中で、こどもや家族との会話の中などで確認する

当シートを通じて共有された情報は、**調査の初期的な情報**（多面的な協議の「入り口」）として位置づけられます。

アセスメントのための情報収集の際には、第11章参考資料に掲載している「『ヤングケアラー』の早期発見のためのアセスメントシート」*を活用して頂くとともに、こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点の参考として、「ヤングケアラーアセスメントツール」**を参照ください。

また、県では、高齢介護分野及び障がい福祉分野において、介護支援専門員や相談支援専門員等を対象としたチェックシートを作成し、様々な関わりから早期発見・把握に取り組んでおりますので、各分野からの視点においても参考としてください。

※令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」

※※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」における「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」

徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

徳島県では、令和4年度に県内の公立小学校6年生から高校生に対しヤングケアラーに係る実態調査を実施したところ、「世話をしている家族がいる」と答えた児童は、小学校6年生で6.2%、中学生で2.8%、高校生で2.3%という結果が示されました。そのうち、費やす時間については、小学校6年生では2時間以上が3割程度存在し、一方で、7割以上が世話について相談した経験がないなど、ケアラーと思われるこどもの実態が明らかになりました。

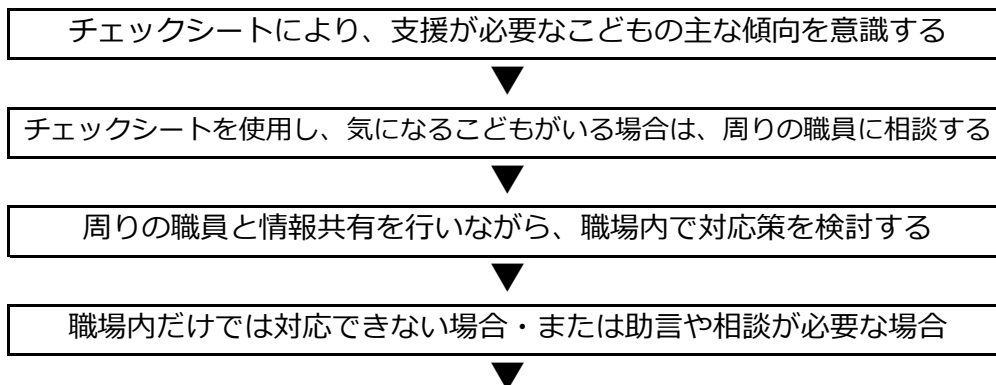
こどもが家族のケアを担う背景には、貧困や障がいなど、様々な課題が複合的に存在しています。ヤングケアラーに限らず、困難を抱えるこどもや世帯を見逃さず、支援につなげるには、日々こどもと関わる大人の「気づき」が重要であるため、県では「こどもと家庭の支援のための『気づき』チェックシート」を作成しました。

このチェックシートにより一人一人の家庭環境を考え、感じ取った違和感を職場内で共有してください。裏面(1)・(2)に該当する家庭は、継続的な見守りが必要であると捉えて頂くとともに、あなたの職場だけでは十分に対応できない場合には、市町村相談窓口につなぎ、連携して対応することが大切です。

コンセプト

- ①支援が必要なこどもやその世帯に関わる主な傾向（気に留めておく項目）を意識する。
- ②自分自身から伝えづらく、見落としやすい、困難を抱えるこどもに気づく目安とする。
- ③気になるこどもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとする。

使い方のイメージ



市町村相談窓口へご連絡ください					
相談窓口		電話番号	相談窓口		電話番号
徳島市	こども家庭センター	088-621-5122	神山町	健康福祉課	088-676-1114
鳴門市	こども家庭センター	088-684-1095	那賀町	すこやか子育て課（本庁舎）	0884-62-1150
小松島市	児童福祉課	0885-32-2114	牟岐町	住民福祉課	0884-72-3416
阿南市	こども支援課	0884-22-1677	美波町	福祉課	0884-77-3614
吉野川市	こども家庭センター	0883-22-2267	海陽町	かいようこども家庭センター「あすも」	0884-73-4311
阿波市	こども家庭センター	0883-36-6820	松茂町	子ども家庭支援室	088-678-2926
美馬市	こども家庭センター	0883-52-2333	北島町	子育て支援課（子育て支援施設Koti）	088-678-6161
三好市	子育て支援課	0883-72-7666	藍住町	こども家庭センター	088-637-3107
勝浦町	福祉課	0885-42-1502	板野町	子ども家庭総合支援センター	088-672-5567
上勝町	住民課	0885-46-0111	上板町	子ども若者家庭支援室	088-637-6006
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971	つるぎ町	福祉課	0883-62-3116
石井町	子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）	088-674-1623	41 東みよし町	福祉課	0883-82-6306

徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

記入機関名

児童名

居住地

※必ずしも全て埋める必要はありません※

区分	No.	気に留めておく項目・内容	記録日				
			記録者				
			該当	非該当	不明		
基本情報	1	こども（概ね18歳以下）の人数	人			(1)	
	2	世帯における大人の人数 ※同居している家族構成（ ）	人				
	3	養育支援者の不在 援助者や頼れる人がいない、家庭内の育児負担の偏り、地域からの孤立等					
	4	3歳未満の乳幼児がいる					
	5	障がい又は配慮の必要なこどもがいる（手帳の有無は不問）	人				
		□慢性的身体疾患、身体障害	人				
		□知的、運動、認知等の発達のいずれかに遅れが見られる	人				
	6	障がい又は配慮の必要な大人がいる（手帳の有無は不問）	人				
		□慢性的身体疾患、身体障害、要介護・要支援	人				
		□精神疾患、精神不調、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）等	人				
養育者	7	こどもへの評価・感情が否定的である 「かわいくない」「憎い」などの発言、しつけが厳しい、発達不相応な自立の要求等				(2)	
	8	育児について拒否的な発言がある 養育よりも自己都合が過度に優先、生活上の関心がこどもにない、こどもへのケアや配慮が少ない等					
	9	養育に関する知識不足、家事・育児能力が不足している					
	生活歴	10	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えてる				
	感情態度	11	感情や行動のコントロールに課題がある 些細なことで激しく怒る、感情的になる、攻撃的な態度をとる等				
	自覚	12	こどもへの虐待や過度の家事・ケア負担について自覚がある				
こども	13	身なりが整っていない 体や衣服の不潔感、髪を洗っていない、臭い、爪が伸びている、季節にそぐわない服装をしている等				(2)	
	14	必要な時に病院に通院・受診できていない					
	登校状況	15	学校に行っているような時間に、学校以外で姿を見かけることがある				
	16	学校を休みがち（欠席・遅刻・早退等が多い）又は保健室登校をしている。					
	家族へのケア	17	日常的に家族のケアをしている（ケアの対象者： ） 買い物・料理などの家事、きょうだいの世話や送迎、障がい・病気・高齢の家族のケア				
	18	アルバイトをして家計を助けている（学費や携帯の支払い等）					
	心理行動	19	疲れている様子や精神的な不安定さがある				
		20	家族のことや将来に対する不安や悩みを口にしている				
		21	相手と視線が合わせられない				
		22	落ち着きがない				
23		些細なことでもすぐにかつとなるなど乱暴な言動が見られる					
24		食べ物への執着が強い（過食等）、又は食欲不振など、食事に関する課題がある					
世帯環境	25	経済的困窮を抱えている 経済的支援でのみ生活、経済的不安や心配、世帯に労働者がいない等				参考情報	
	26	養育者に時間的制約がある 介護、多子世帯、長時間就労、夜間または頻繁な出張を伴う就労環境等					
	27	養育者が精神的負担を抱えている 疲労、育児不安・ストレス、無気力、一人で抱え込む、援助要請の困難等					
	28	家庭の様子に違和感がある 不衛生、居所不定、安全への配慮がない、DV、不和、極端なこだわりや固執等					
	29	養育者のいずれかが外国にルーツがある					
記録者の所見(追記情報・気になる事項等)			こどもや家族が利用している機関	(1)及び(2)に該当し、自機関以外の支援が必要な場合			
			こどもや家族の支援の希望有無	市町村相談窓口へ【裏面参照】			
			有り 無し 不明				

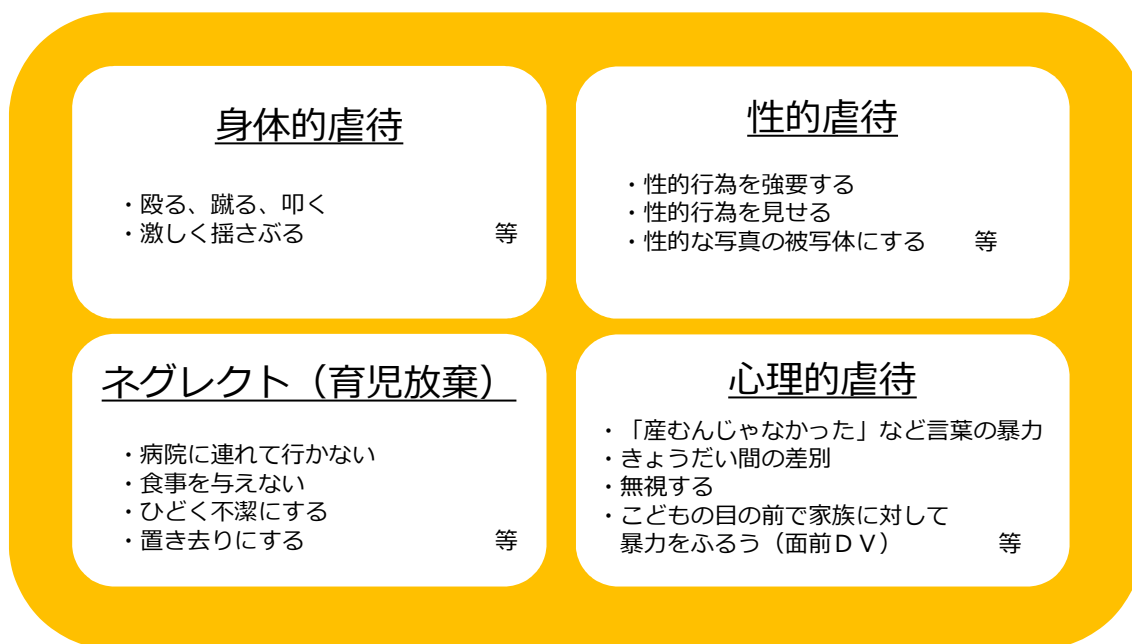
第6章

支援方針の検討にあたってのポイント

1 緊急性の判断

緊急性の判断は、市町村主管課が行います。気づいた機関がその時点で「虐待に当たる可能性がある」又は「緊急性がある」と感じた場合は、ためらわず各市町村の虐待通報窓口や管轄の児童相談所に連絡してください。

虐待の種類は以下の4タイプに分類されますが、複合して起きることが多いと言われています。



ヤングケアラーと思われるケースの中には、ネグレクトなどの児童虐待に至っているケースがあります。具体的には、こども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば児童相談所により一時保護等の対応を検討します。

また、緊急での介入が不要と判断された場合であっても、その後の状況変化によって、対応が必要になる可能性があることには留意が必要です。

2 | 初期介入のポイント

初期介入の際には、次の点を意識した対応が必要です。

【初期介入時に意識するポイント】

ヤングケアラーを発見・把握した機関が初期介入を行う	■ 日頃からこどもと接する時間が長い程、変化に気づきやすい。その点、学校はヤングケアラーに気づきやすい立場にあり、ヤングケアラー本人にとっても、日頃から接している学校の先生の方が話しやすい場合が多い。 ■ 学校に限らず、まずはヤングケアラーを発見・把握した機関が本人や家族から話を聞くのが望ましい。
ヤングケアラー本人のみならず、家庭全体へのアプローチが必要だと理解する	■ ヤングケアラーがケアをする対象者やケアの内容は様々。ヤングケアラー本人の支援をしたとしても、ヤングケアラーのケアの負担が軽くなるわけではないため、ヤングケアラーが直面する課題に対しては、ケア対象者を含む家族全体へのアプローチが必要。
伴走支援の視点をもつ	■ ヤングケアラー本人や家族から家庭の状況について多くの情報を聞くことは、過度な負担を強いることにもつながりかねない。状況把握を急ぐあまりヤングケアラー本人や家族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよう留意する。 ■ ヤングケアラーやその家族が家庭の状況を知られることを望まない場合もある。焦らず、意思決定のサポートをしながら、本人や家族に寄り添い続けていく中で話が聞ける場合もある。 ■ 家庭の状況は複雑であり、簡単に解決できるものではないため、単にサービスを提供するだけでなく、ヤングケアラー本人や家族に寄り添い、長期的な関わりが必要。

プライバシーへの配慮	■ 家族の状況を周囲に知られたくない場合が少なくない。学校のクラスメイト等、本人以外の第三者に知られないように話す等、プライバシーに十分な配慮が必要。 ■ 本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることは原則的にしない。本人との関係性が崩れるだけでなく、本人と家族の関係性が悪化する危険性もある。
個人情報の共有に関する同意	■ ヤングケアラーの家庭状況・情報を他の関係機関・専門職に共有することについて同意を得ること。 ■ ヤングケアラー本人であるこどもに同意を得ることは大事な視点。こどもも意思決定権を持っている。 ■ ヤングケアラー本人であるこどもの同意を得た後、保護者の同意を得ることが望ましい。こどもの同意が得られない場合は、緊急性等から総合的に判断して対応を検討する。 ■ 個人情報の共有に関する合意が必要でも、簡単ではないケースが多い。こどもやその家族がヤングケアラーであると自覚すること、あるいはヤングケアラーであることの課題が認識されることが、情報共有に関する合意を得る上で不可欠。 ■ 家族の課題を解決する中心にいるのは、支援者ではなくヤングケアラー本人及びその家族。ヤングケアラー本人が何を望んでいるのか気持ちに寄り添うところから始める。

3 | 本人や家族の意向の確認・状況把握

ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合、本人や家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。

こどもとの信頼関係を構築するための会話の視点の参考として、国においては、「ヤングケアラーアセスメントツール」※を作成しています。

このアセスメントツールの活用を含め、支援を検討する際にこどもと接する際のポイントについて整理します。

- 前提として、ヤングケアラーと思われるこどもと接する場合は、ヤングケアラーに関する基本事項の理解が重要です。
- こどもに話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得た上で話を聞く
(信頼していた大人に話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまうこどももいることを理解する)
- ヤングケアラーの気持ちに寄り添う
 - ・ヤングケアラーである こども・家族の尊厳を大事にし、これまでの取組に対して敬意を払う (こどもやその家族の価値観を受け止める)
 - ・ヤングケアラーである こどものことも、ケアの対象となる家族のことも、ともに大事な存在だ と考え、心配している、という姿勢を持つ
 - ・ 支援につなげることを焦らない (緊急の場合を除く)
(会って 話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていく ことが望ましい)
 - ・こどもと同じ目線での 「対話」の姿勢 を持つ (決めつけや、予断を持って相手を見ない)
 - ・ 信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがある ことを意識しておくこと (最初は本音を語らない、語れない場合がある)
- こどもに話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らない
- 各種ツールにある全ての項目を必ず聞き取る必要は無いことを理解する
(他機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はない点に留意する)
- 家族のケア、お手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージがこどもに伝わらないよう留意する

※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」における「ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック」

また、ヤングケアラーを支援につなげるのが難しくなる要因として、本人又は家族が支援を拒んだり、望まないという点が挙げられます。

あくまでこども一人一人が置かれている状況や、そのこどもの気持ちに寄り添うことが重要です。必ずしも全てのこどもが支援ニーズを持つわけではないため、支援につなげることありきで接することがないよう留意が必要です。

【支援拒否事例への対応時に意識するポイント】

1 支援を拒否するのはよくあることだと捉えましょう

- ヤングケアラーに限らず、支援が必要な状態でも支援を拒否する場合は少なくありません。むしろ、支援が必要な家庭ほど支援を拒否することが多いという声もあります。
- 行政が突然「支援をする」といって、いきなり連絡してきたり訪問してきたりすれば、構えてしまうのは自然なことです。以下の2から4のポイントも踏まえつつ、長期的な視点で本人や家族との関係構築を図り、本人や家族から相談してもらえるような関係を目指すことが求められます。

2 本人や家族に寄り添う伴走型の支援を心がけましょう

- 支援者側から一方的に支援の必要性を決めてしまうことのないように、対象となるこどもや家庭のおかれている状況やこれまでの歩みを尊重した上で、本当の希望やニーズは何かをしっかりと捉えるように意識しましょう。
- 家族の強み・ストレングスに目を向けた上で支援を検討することも大事になります。

3 時間をかけて本人や家族と信頼関係を構築していきましょう

- まずは当該事例の担当者が訪問を繰り返すなどして時間をかけて本人や家族と関係構築をしていく方法も良いでしょう。会うことが難しいケースは、オンライン会議システムなどを活用するなど工夫が必要になります。
- また、NPO法人などと連携し、元ヤングケアラーの協力を得ながら関係構築を図ることも考えられます。

4 別の方法も考えてみましょう

- 例えば、別の者が連絡したり訪問したりすることで、状況が変わり支援につながる場合もあります。
- 家の中に他人が入ることに抵抗を持つ家庭もあります。そういった場合は、いきなり訪問サービス等を提案するのではなく、置き配による配達

サービスといった、対面を要しないサービスを提案してみるのも良いでしょう。

- 家庭に対して支援することが難しい場合、こどもが希望する際には、こどもが家庭から離れる時間、機会を作ることも必要になります。例えば、学校で宿題をする時間を確保することも考えられます。

また、家族が利用している支援機関で既に把握している情報がある場合も考えられるため、関係機関で把握している事項、検討している事項等の確認をした上で対話を進めましょう。

追加的に情報を把握する必要がある場合も、つながりが強い機関から話を聞くことが有効な場合もあります。ヤングケアラーやその家族がおかれている状況、他者との関わりや関係性はケースによって異なることをふまえた上で意思確認を行ってください。

【支援を検討する際に必要な情報】

ヤングケアラー本人に関する情報	■ ケアの内容、時間数、時間帯 ■ 教育面に関する状況 (通学状況、学習時間、進路相談状況など) ■ 社会活動の状況(遊び、部活動など) ■ 今の状況についての認識 ■ 平日と休日のスケジュール ■ やりたいと思っているができないこと、困っていること ■ 身体的、精神的健康状態 ■ これまでの相談状況、支援を受けることの意向等
ケアを必要としている家族に関する情報	■ 必要なケアの内容 ■ 受けている支援内容や時間 ■ 支援を受けることの意向 ■ 障がいや疾患などの状況 ■ 支援機関 等
その他の家族に関する情報	■ 担っているケアの内容 ■ 支援を受けることの意向 等

4 連携する機関の検討

必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が、貧困や介護、障がいなど、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、連携が必要となります。

連携先となり得る関係機関については、第3章「(2) 各機関の機能と役割」を参照ください。

また、市町村によって公的支援制度及び地域の支援活動等のインフォーマルサービスは異なるため、冊子等でまとめておき、支援者間で共有することも有効です。

なお、単独機関の支援で対応できるように思われる場合も、「寄り添い・見守り型支援」による精神面での支援が必要になることもあります。関係機関が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。

(1) 公的支援制度の把握

支援の検討にあたっては、児童福祉や介護保険、障がい福祉等、各公的支援制度を把握することで、支援の幅が広がり、多機関へのつながりも円滑に行うことができます。

また、ヤングケアラー本人に障がいなどがある場合を除き、ヤングケアラーに対して直接的に提供できる公的支援はまだ限られているのが現状ですが、ヤングケアラーの負担を軽減するために、まずはケアをする対象者に向けての公的支援の利用調整を進める必要があります。

第10章では、ヤングケアラーの「困りごと」の視点から支援制度を整理していますので、参考にしてください。

(2) インフォーマルサービス（地域における支援活動）の把握

各市町村や地域には、NPOやボランティア団体等による様々な社会資源が存在しています。自分の地域にどのような社会資源があるか把握することで、支援の幅をより一層広げることができます。

【主なインフォーマルサービス】

サービス・支援	内容	提供主体
こども食堂	こどもが一人でも安心して利用することができる無料又は低額の食堂。親や地域住民が参加できるところも多く、地域交流の場を担っている。	NPO、ボランティア団体等
学習支援教室	こどもの学習支援及び保護者の支援。食事の提供や体験活動を行うこともある。	NPO、ボランティア団体等
フードパントリー	フードバンクや企業等から提供を受けた食品などを、困窮世帯や一人親世帯等に無料で配布する。	NPO、ボランティア団体等
ピアサポート	当事者同士の交流や悩みなどを共有できる居場所、オンライン等による開催もある。	NPO、ボランティア団体等
社会福祉法人の公益的な取組	地域課題の解決に向け、法人特性を生かした社会貢献事業（生活困窮者等への相談支援、こども食堂の運営、フードパントリー等）	社会福祉法人

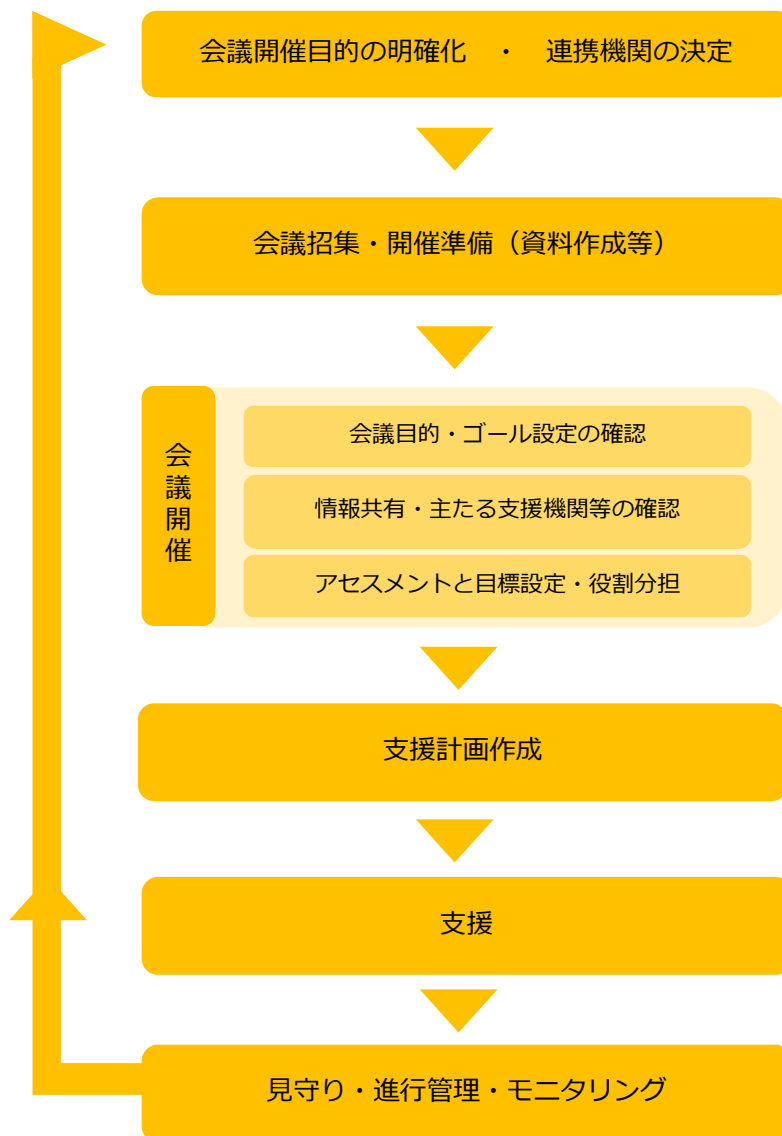
第7章

支援の実施

1 多機関連携のケース会議のフロー

市町村主管課は、連携が必要な多様な機関を招集し、情報共有及び支援方策の検討をするため、下記の流れ（例示）でケース会議を開催します。

【会議開催から支援・見守り・モニタリングの流れ】



2 多機関連携の支援のポイント

(1) 会議開催の目的の明確化

多機関連携による会議を行う場合には、まず、何が課題であり、なぜ多機関連携が必要なのか、また、ケース会議のゴールをどこに置くのかを明確にする必要があります。

また、ヤングケアラー本人や家族が希望する場合には、なるべく当事者も参加できるよう配慮することが必要です。

会議調整に時間を要する場合は、まずは少ない関係者で情報共有を行ったり、できるところから連携を始めることもできます。

(2) 関係機関の役割分担

支援にあたり、関係機関が課題や連携の必要性について共通認識を持ち、支援の目的や方針を共有した上で、本人や家族の意向をふまえた支援について、各機関の役割分担を明確にすることが重要です。

【役割分担の例】

【事例】母親が入院中で、介護保険サービス未利用の祖父の介護やケアをこどもが担っていた。

介護支援担当者 (地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)	祖父に対し介護保険サービスの必要性や制度説明を行い、申請からサービス導入まで速やかに実施
医療機関	入院中の母親に介護保険制度や経済的支援制度を説明し、家族の負担軽減について助言と手続き支援を実施
児童福祉所管課	こどもと面談し、介護負担の現状を把握した上で、必要な機関と家族をつなぐ支援を実施
学校	こどもの心理面をフォローしつつ、今後の進路選択に向けた支援を実施

（３） インフォーマルサービス（地域における支援活動）との連携

ヤングケアラー及びその家族が利用する介護保険や障がい福祉等の公的支援制度とともに、こども食堂や学習支援教室、ピアサポート、ボランティアによる見守りなど、インフォーマルサービスを組み合わせて、いかにして地域全体で支援できるかという視点が必要です。

地域の様々な支援は、制度の狭間への対応や見守り、寄り添いなどきめ細やかな支援が期待できます。市町村主管課は、庁内の関係課のみならず、必要に応じて地域で活動している団体も招集し、情報共有及び支援方策の検討をするため、ケース会議を開催します。

（４） 支援計画の策定

関係機関が異なる視点や情報を共有することで、多角的なアセスメントが可能になります。家族関係や社会資源との関わりを視覚化するため、ジェノグラムやエコマップを作成することも有効です。

また、既にサービスを提供している各機関や担当者は、それぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えることも重要です。

国の支援制度においても、以下のとおり、対応の幅を広げるような事業や事務連絡が発出されています。

【支援につながる訪問や見守り支援事業、既存事業に関する通知等】

【児童分野】

■ 子育て世帯訪問支援事業実施要綱（抜粋）

1 事業の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

■ 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抜粋）

8 市町村相談体制整備事業（抜粋）

⑤ヤングケアラー支援事業

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集約・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする。

2 1 支援対象児童等見守り強化事業

児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、民間団体等と連携して、**要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じたこどもの見守り体制の強化を図ることや、新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人等の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。**

【障がい福祉分野】

■ 「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（抜粋）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（R3.7.12 付事務連絡）

1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨

居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、**個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。**

- ①利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ②利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③他の家族等による支援が受けられない場合

2. 居宅介護等における「育児支援」の具体例

居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。なお、以下はあくまで具体例であることから、1の①から③の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援

- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等

【高齢介護分野】

- 「ヤングケアラー支援に向けた取組への御協力について」（抜粋）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課（R4.9.20 付事務連絡）
- 1 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて
（平成 21 年 12 月 25 日付け厚生労働省老健局振興課長通知）
同居家族がいる場合の生活援助サービスについては、利用者の同居家族等が障害や疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合や、その他やむを得ない事情により家事が困難な場合などに限って利用が認められるものですが、**利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいることをもって一律に本人への生活援助が位置付けられないというものではありません**ので、改めて関係機関、団体等に周知をお願いいたします。

(1) 継続的な信頼関係づくり

支援計画に基づき支援が行われても、こどもが担うケアがゼロになることは考えにくく、各支援者の継続的な声かけや、変化を感じ取った場合にはすぐに市町村主管課に情報が集約される関係性の構築が必要です。

また、こども特有の状況として、学校がある期間と夏休みなどの長期休暇期間とでは、生活状況の変化から必要な支援が変わる可能性があります。また、進学や就職等進路検討のタイミングでは、将来的なケアの役割を考えて、希望する進路を諦めてしまう場合もあります。

一方で、ケア対象者への支援が終結し、こどもの負担がなくなった場合であっても、ケア役割の喪失感や将来への不安から、精神的なケアや就業・キャリア形成の支援が必要な場合があります。

さらに18歳以降は、学校や児童分野の専門職とのつながりが無くなり、孤立してしまう課題があります。ヤングケアラーではなくても、一人のこどもとして、支援が必要な場合があることには留意が必要です。

そのため、こどもから若者への切れ目のない支援の仕組みづくりや、地域における「信頼できる大人」を一人でも多く増やしていくことが必要であり、ヤングケアラー本人や家族が相談できる、もしくは支援者が気づくことができるような体制が重要です。

(2) ケース会議や情報共有会議の定期開催

日頃から関係機関同士でコミュニケーションを取っておくと、早期に対応ができ円滑な連携が可能となります。そのため、市町村主管課は、関係機関との情報共有会議を定期的に開催し、関係づくりを行うことが有効です。多くの担当者の顔や考えを知ることによって、支援策は広がります。

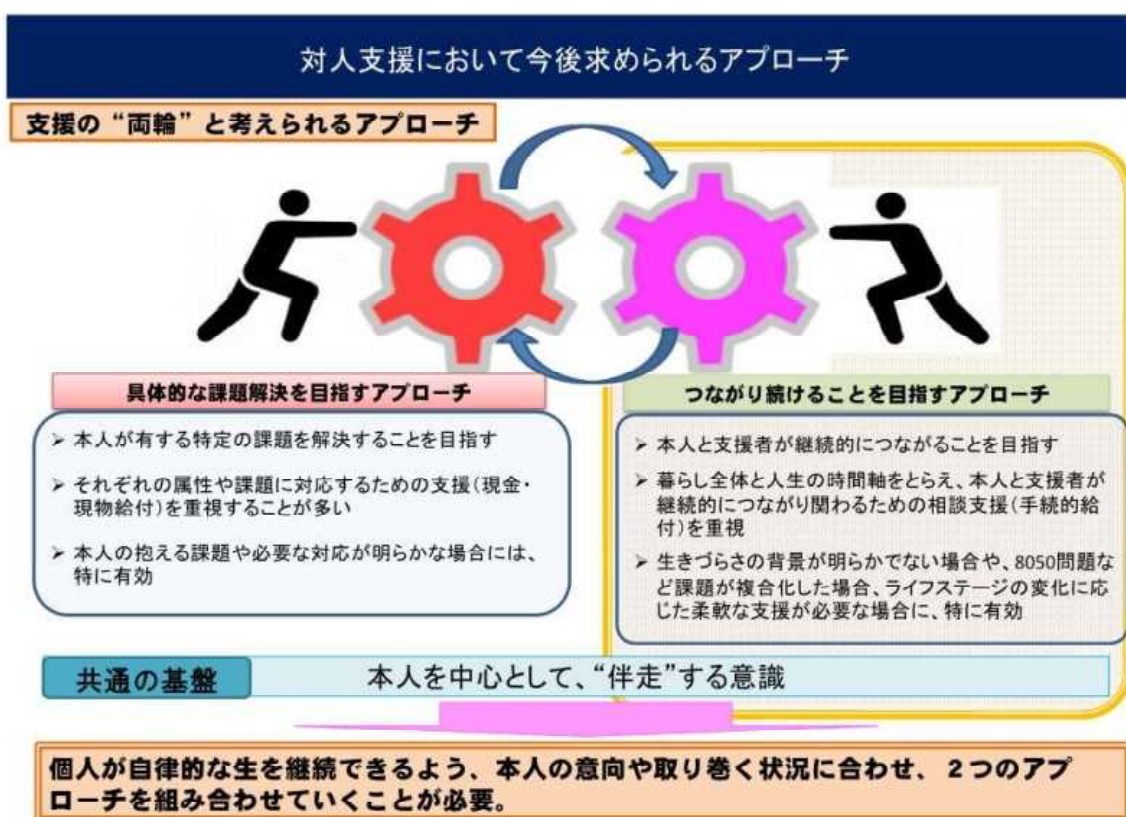
第8章

支援における今後の課題について

支援にあたって、下記については引き続き検討が必要です。

- こどもの心のケアという観点から、どのように支援をしたら良いのかという点について、支援現場の方にとって分かりやすい形で提示できるよう引き続き検討が必要です。

【参考：対人支援において今後求められるアプローチ】



(出所) 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会」最終とりまとめ

- 「徳島県子どもと家庭の支援のための『気づき』チェックシート」において、項目毎に頻度や回数を記載するなど、実用性・実効性の向上に向けた改善及び検討が必要です。

第9章

相談窓口

1 国の相談窓口

(1) 相談窓口

相談内容	窓口名	問い合わせ先
虐待の相談以外にも子どもの福祉に関する様々な相談	児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783 (いちはやく おなやみを) 通話料無料 平日8:30~17:15
いじめやその他こどものSOS全般	24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	0120-0-78310 (なやみいおう) 24時間受付
いじめや虐待などこどもの人権問題に関する相談	子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110 平日8:30-17:15

(2) 当事者・元当事者同士の交流会、家族会など(一例)

対象者・内容	
高校生以上のヤングケアラー又は元ヤングケアラーの団体で、交流・情報交換会を開催	ふうせんの会
精神疾患の親を持つこどもの団体で、集いやピア学習プログラムを実施	精神疾患の親を持つこどもの会 (こどもびあ)
身内に精神疾患を有する方が居る家族の団体	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 (みんなねっと)
障がい者のきょうだいの団体で、交流会等を実施	全国きょうだいの会
ヤングケアラー・若者ケアラーのオンラインコミュニティ	Yancle community (ヤンクルコミュニティ) (一般社団法人ヤングケアラー協会)
	ほっと一息タイム (一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会)

2 | 県の相談窓口

(1) 相談窓口（市町村）

市町村名	担当課	電話番号
徳島市	こども家庭センター	088-621-5122
鳴門市	こども家庭センター	088-684-1095
小松島市	児童福祉課	0885-32-2114
阿南市	こども支援課	0884-22-1677
吉野川市	こども家庭センター	0883-22-2267
阿波市	こども家庭センター	0883-36-6820
美馬市	美馬市こども家庭センター	0883-52-2333
三好市	子育て支援課	0883-72-7666
勝浦町	福祉課	0885-42-1502
上勝町	住民課	0885-46-0111
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971
石井町	子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）	088-674-1623
神山町	健康福祉課	088-676-1114
那賀町	すこやか子育て課（本庁舎）	0884-62-1150
牟岐町	住民福祉課	0884-72-3416
美波町	福祉課	0884-77-3614
海陽町	かいようこども家庭センター「あすも」	0884-73-4311
松茂町	子ども家庭支援室	088-678-2926
北島町	子育て支援課（子育て支援施設Koti）	088-678-6161
藍住町	こども家庭センター	088-637-3107
板野町	子ども家庭総合支援センター	088-672-5567
上板町	子ども若者家庭支援室	088-637-6006
つるぎ町	福祉課	0883-62-3116
東みよし町	福祉課	0883-82-6306

(2) 相談窓口（県）

窓口名	問い合わせ先
ときわプラザ相談室 (徳島県こども・若者総合相談センター)	088-626-6188 午前10時～正午、午後1時～5時まで (火・日曜除く ※火曜が祝日の場合は翌日休み)
親子のための相談LINE	https://lin.ee/0LI95MT 午後1時～午後8時 (土日・祝日、年末年始除く) 
子ども何でもダイヤル	088-635-0303 午後1時～午後6時 (12/29 ～ 1/3除く)
こころとからだのサポートセンター (徳島県立総合教育センター)	088-672-5200 午前9時～午後5時 (土日・祝日、年末年始除く)

第10章

「困りごと」に応じた支援制度

ヤングケアラーの支援にあたっては、まずは児童福祉や介護保険、障がい福祉等、各公的支援制度の利用調整を進めることとなります。

この章では、想定される具体的なケース（困りごと）に応じ、本人やその家族がどのような支援制度を受けることができるかを例示しています。支援の検討にあたって、参考としてください。

1 家事や幼いきょうだいの世話をしている

		支援制度等		担当機関	県の所管
幼いこどもの面倒を見てほしい	施設等で一時的にこどもを預かってもらう	保育所（認定こども園）	就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	市町村	子育て応援課
		一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や保育所等で一時的に預かる		
		放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供	市町村	青少年・こども家庭課
		短期入所生活援助事業（ショートステイ）	病気や出産により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設等で一時的に預かる	市町村	青少年・こども家庭課
		夜間養護事業（トワイライトステイ）	仕事等のため保護者が平日夜間または休日に不在となり、養育が困難となった場合に児童を施設で預かる		
		認可外保育施設	保護者に代わって保育する施設のうち認可を受けていないもの	市町村	子育て応援課
	保育に係る助け合い	ファミリー・サポートセンター事業	児童の預かり、送迎の援助を受けたい方と、援助を行いたい方のマッチングを行う（会員登録が必要）	ファミリーサポートセンター	子育て応援課
ひとり親世帯の子育て支援について教えてほしい	経済的支援	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）	市:福祉事務所 町村:県民局	青少年・こども家庭課
		児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではないが、父または母に重度障がいがある場合も対象）		
		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担を助成	市町村	青少年・こども家庭課
	生活支援	日常生活支援	疾病などの一時的な理由により生活援助や保育サービスが必要な場合、生活支援員を派遣し、家事や児童の世話等のお手伝いをする	県母子寡婦福祉連合会	青少年・こども家庭課

支援制度等				担当機関	県の所管
経済的に苦しい	ひとり親への経済的支援	母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）	市:福祉事務所 町村:県民局	青少年・こども家庭課
		児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではないが、父または母に重度障がいがある場合も対象）		
		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担を助成		
	相談支援	生活困窮者自立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、相談員が一人一人に状況に応じた支援プランを作成	自立相談支援機関	地域共生推進課
		住居確保給付金	離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に家賃相当額を支給		
	貸付金	生活福祉資金	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の生活を経済的に支援（要返済）	社会福祉協議会	地域共生推進課
	生活の保障・自立の助長	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障	市:福祉事務所 町村:県民局	地域共生推進課

2 | 高齢の家族がいて、見守りや介護をしている

支援制度等				担当機関	県の所管
家族の介護のことで相談したい	高齢者の相談	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、健康、福祉、医療、生活の困りごとなど、高齢者に関する総合相談窓口	地域包括支援センター	長寿いきがい課
要介護・要支援の認定を受けたい	高齢者の相談	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者の介護、健康、福祉、医療、生活の困りごとなど、高齢者に関する総合相談窓口		
	要介護・要支援の認定等	市町村への申請	要介護・要支援の認定等を受けることで、介護保険の各種サービスを受けることができるようになる	市町村	長寿いきがい課
自宅で介護を行うにあたり、手助けが欲しい	自宅において介護保険サービスを受ける	訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う		
		訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行う		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、一日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行う		
	通い・訪問・宿泊を組み合わせた介護保険サービスを受ける	小規模多機能型居宅介護	通いサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を行う		
		看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を追加したサービスを行う		
家族の介護の手を休めたい	施設に通い介護保険サービスを受ける	通所介護（デイサービス）	通所介護施設において、日帰りで食事や入浴の提供、機能訓練サービスを行う		
		通所リハビリテーション	医療機関や介護老人保健施設において、日帰りでリハビリを行う		
	施設に宿泊し介護保険サービスを受ける	短期入所（ショートステイ）	特別養護老人ホームや介護老人保健施設において、食事・入浴等の介護や機能訓練を行う		
	通い・訪問・宿泊を組み合わせた介護保険サービスを受ける	小規模多機能型居宅介護	通いサービスを中心に、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練を行う		
		看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を追加したサービスを行う		

支援制度等				担当機関	県の所管
自宅でリハビリや看護を受けたい	自宅において介護保険サービスを受ける	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が訪問し、リハビリを行う	市町村	長寿いきがい課
		訪問看護	看護師等が訪問し、療養上の世話を行う		
		居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の指導等を行う		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、一日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行う		
	通い・訪問・宿泊を組み合わせた介護保険サービスを受ける	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を追加したサービスを行う		
自宅での介護が難しく、施設に入所させたい	施設に入所し、介護保険サービスを受ける	特別養護老人ホーム	自宅での生活が困難な方（原則要介護3以上）に食事・入浴などの介護や日常生活上の世話を行う		
		介護老人保健施設	症状が安定し、リハビリが必要な方に、介護や機能訓練等を行う		
		介護医療院	生活の場としての機能も備えた施設において、長期療養を必要とする方に、医療と介護を一体的に行う		
		認知症高齢者グループホーム	認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受ける		
	介護の認定を受けなくても利用できるサービスを受ける	有料老人ホーム	食事や介護、洗濯、掃除等の家事、健康管理のうち、全部又は一部をサービスとして行う		
		サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談のサービス等を行う（施設により食事や洗濯、掃除等のサービスを行う場合あり）		
		軽費老人ホーム	家族又は住宅等の事情により自宅での生活が困難な方に、食事、入浴、生活支援等のサービスを行う		
		養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により自宅での生活が困難な方に、健康管理や生活支援を行う（市町村の措置による入所）		

経済的に苦しい	ひとり親への 経済的支援	支援制度等		担当機関	県の所管
		母子父子寡婦 福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）	市:福祉事 務所 町村:県民 局	青少年・こ ども家庭課
		児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではない が、父または母に重度障がいがある場合も対象）		
		ひとり親家庭 医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己 負担を助成	市町村	青少年・こ ども家庭課
	相談支援	生活困窮者自 立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、 相談員が一人一人の状況に応じた支援プランを作成	自立相談支 援機関	地域共生推 進課
	給付金	住居確保給付 金	離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、経済的に困 窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に家賃相 当額を支給		
	貸付金	生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の生活を経済的 に支援（要返済）	社会福祉協 議会	地域共生推 進課
	生活の保障・ 自立の助長	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を 保障	市：福祉事務 所 町村：県民局	地域共生推 進課

3 | 障がいや病気のある家族がいて、介助や看病をしている

支援制度等				担当機関	県の所管
家族の障がいや病気のことを相談したい	障がいに関する相談支援	相談支援	家族に障がいがある方がいる場合、居住する市町村の障がい福祉担当課や居住市町村を管轄する保健所が相談に対応	市町村・保健所	障がい福祉課 健康寿命推進課
心の悩みについて相談したい	相談支援	こころの健康相談	心の悩みや不安による様々な症状や精神疾患への対応の仕方、治療や社会復帰について、ご本人やご家族からの相談に対応	市町村・保健所・精神保健福祉センター	健康寿命推進課
依存症について相談したい	依存症についての相談支援	依存症相談	アルコールや薬物（医薬品を含む）、ギャンブル等の依存症に悩む方や、その家族からの相談に対応	保健所・精神保健福祉センター	健康寿命推進課
ひきこもりについて相談したい	ひきこもりについての相談支援	ひきこもり相談	ひきこもり状態にある本人やその家族、関係者等からの相談に対応	市町村・保健所・精神保健福祉センター	健康寿命推進課
障害支援区分の認定を受けたい	障がいに関する相談支援	市町村による相談支援	家族に障がいがある方がいる場合、居住する市町村の障がい福祉担当課が相談に対応	市町村	障がい福祉課
	障害支援区分の認定（障がい児除く）	市町村への申請	障害支援区分の認定を受けることで、障がい福祉サービスを受けることができるようになる	市町村	障がい福祉課
自宅で介助を行うにあたり、手助けがほしい	自宅において障がい支援サービスを受ける	居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、障がいのある方の日常生活を支援	市町村	障がい福祉課
		重度訪問介護	常に介護を要する重度障がい者のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、外出時を含め総合的に支援	市町村	障がい福祉課
		同行援護	視覚障がいにより移動に困難がある方のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、移動中の介護や情報提供等の外出支援	市町村	障がい福祉課
		行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動上の困難があり、常に介護を要する方のため、ホームヘルパーが自宅を訪問し、移動中の介護等の外出支援	市町村	障がい福祉課
		児童発達支援（居宅訪問型）	外出が著しく困難な重度の障がい児のため、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う	市町村	障がい福祉課

家族の介助・看病の手を休めたい	施設に宿泊し障がい支援サービスを受ける	支援制度等		市町村	障がい福祉課
		短期入所	短期間、障害者支援施設や児童福祉施設等に宿泊		
		自立訓練	自立した生活に向け、施設で身体機能や生活能力向上のための訓練を行う（自宅で行う場合もある）		
		児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う（医療型もあり）		
	在宅患者の一時入院	在宅難病患者一時入院	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者を介護する家族の休息等のため、県が契約した病院に一時入院させる制度（レスパイト入院）	保健所	健康寿命推進課
自宅での介助等が難しく、施設に入所させたい	施設に入所し障がい支援サービスを受ける	障害児入所施設	日常生活の指導や自立生活に必要な知識技能を付与する（福祉型・医療型の2種類あり）	市町村	障がい福祉課
		母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）	市：福祉事務所 町村：県民局	青少年・こども家庭課
経済的に苦しい	ひとり親への経済的支援	児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではないが、父または母に重度障がいがある場合も対象）	市町村	青少年・こども家庭課
		ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担を助成	市町村	青少年・こども家庭課
		生活困窮者自立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、相談員が一人一人の状況に応じた支援プランを作成	自立相談支援機関	地域共生推進課
	給付金	住居確保給付金	離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に家賃相当額を支給	社会福祉協議会	地域共生推進課
		生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の生活を経済的に支援（要返済）	市：福祉事務所 町村：県民局	地域共生推進課
	生活の保障・自立の助長	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障	市：福祉事務所 町村：県民局	地域共生推進課

4 家計を支えるため、放課後はアルバイトをしている

経済的に苦しい	ひとり親への 経済的支援	支援制度等		担当機関	県の所管
		母子父子寡婦 福祉資金	ひとり親家庭を支援するための貸付金（要返済）		
		児童扶養手当	ひとり親家庭を支援するための手当（ひとり親ではないが、父または母に重度障がいがある場合も対象）	市:福祉事 務所 町村:県民 局	青少年・こ ども家庭課
		ひとり親家庭 医療費助成	ひとり親家庭の児童およびその親について、医療費の自己負担を助成	市町村	青少年・こ ども家庭課
	相談支援	生活困窮者自 立相談支援	経済的に困窮する方が地域で自立した生活が行えるよう、相談員が一人一人の状況に応じた支援プランを作成	自立相談支 援機関	地域共生推 進課
	給付金	住居確保給付 金	離職や廃業、休業等に伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住居を失った方、または失う恐れのある方に家賃相当額を支給		
	貸付金	生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等の生活を経済的に支援（要返済）	社会福祉協 議会	地域共生推 進課
	生活の保障・ 自立の助長	生活保護	経済的に困窮する方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障	市：福祉事務 所 町村：県民局	地域共生推 進課

5 通訳等により、家族の意思疎通を支えている

音声での意思疎通 ができない家族が いる	障がいに関する 相談支援	支援制度等		担当機関	県の所管
		市町村による 相談支援	家族に障がいがある方がいる場合、居住する市町村の障がい福祉担当課が相談に対応		
	聴覚障がいがある方への支援	手話通訳、要約筆記者の派遣	聴覚障がい者が医療機関等に赴く場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣し支援	視覚障がい者支援センター	障がい福祉課
	日本語が第一言語でなく、通訳が必要な家族がいる	日本語以外を母国語とする方への支援	外国人総合相談窓口における外国語による生活相談の実施、英語、中国語、ベトナム語等の言語に対応	とくしま国際戦略センター	生活環境政策課 国際交流室

6 家族のケアと仕事を両立したい

就職をしたいが、 家族のケアとの両立が不安	若者就労支援	支援制度等		担当機関	県の所管
		就労相談、就業体験等	15歳から49歳までの若者等を対象とし、就労相談、就業体験等により職場定着するまでを支援		
就労中だが、家族のケアで仕事を休みがち	相談支援	労働相談	労働問題全般について相談に対応	労働雇用政策課・労働委員会・徳島労働局	労働雇用政策課・労働委員会

7 悩みを相談したい

分野	実施機関・名称	電話番号等	相談時間等
女性・子ども・若者等の悩み相談(夫婦、子ども、家庭、仕事、生活、DV、離婚、創業等)	ときわプラザ相談室 (徳島県立男女共同参画総合支援センター)	088-626-6188	10:00～12:00、13:00～17:00 (火(祝日の場合は、翌日)・日・年末年始を除く)
青少年や子どもの相談	こども家庭支援センターひかり	088-666-2211	9:00～19:00 (12/31～1/1除く)
	こども家庭支援センターてとて	0883-87-7001	9:00～18:00 (日曜・祝日、12/30～1/3除く)
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
	チャイルドライン	0120-99-7777	16:00～21:00(年末年始を除く) (※18歳以下) チャット・「ネットでんわ」アプリでもつながる
	子ども何でもダイヤル	088-635-0303	13:00～18:00(年末年始を除く)
	子どもの人権110番 (徳島地方法務局)	0120-007-110	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	ヤングテレホン (徳島県警察本部)	088-625-8900	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	いじめホットライン (徳島県警察本部)	088-623-7324	24時間受付
家庭児童福祉に関する相談	徳島県東部保健福祉局 (家庭児童相談室)	088-626-8716	9:15～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
	児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	親子のための相談LINE	https://lin.ee/OLl95MT	13:00～20:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
教育相談	こころとからだのサポートセンター(徳島県立総合教育センター)	088-672-5200	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
心の悩み相談 (電話相談)	いのちの希望 (旧徳島いのちの電話)	088-623-0444	10:00～23:30(年末年始を除く)
	とくしま自殺予防センター(徳島県精神保健福祉センター内)	088-602-8911	9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間受付(年中無休)

分野	実施機関・名称	電話番号等	相談時間等
心の悩み相談 (メール・SNS相談)	いのちの希望 (旧徳島のいのちの電話)	http://www.inochinokibou.or.jp/	※ホームページで相談フォームに入力
	アプローチ会＊心の相談室 (NPO法人アプローチ会)	(メール・SNS相談) http://www.afis.jp/	(メール相談)※ホームページで相談フォームに入力(SNS相談)17:00～22:00※左記URLもしくはQRコードから登録。
	民間団体 ※厚生労働省SNS相談事業	「厚生労働省SNS相談」で検索	(SNS相談、メール相談他) ※時間等は厚生労働省ホームページで確認
	こころとからだのサポートセンター(徳島県立総合教育センター)	(メール相談) http://www.tokushima-ec.ed.jp/setting/tokusou/soudan/annai/mail (SNS相談) QRコードより登録	(メール相談) 左記URLからメールにより相談 (SNS相談) 中高生対象 学校より配布の相談カードのQRコードから登録
精神保健福祉相談	徳島保健所	088-602-8905	第1、4金曜日の午後 (祝日を除く)※予約制
	吉野川保健所	0883-36-9018	毎月第1・3木曜日13:30～15:30 (祝日を除く)※予約制
	阿南保健所	0884-28-9878	毎月第1・3水曜日14:30～16:30 (祝日を除く)※予約制
	美波保健所	0884-74-7343	毎月第1・3水曜日10:00～12:00 (祝日を除く)※予約制
	美馬保健所	0883-52-1018	毎月第1・3水曜日9:00～15:00 (祝日を除く)※予約制
	三好保健所	0883-72-1123	毎月第2・4水曜日9:00～15:00 (祝日を除く)※予約制
精神保健福祉相談 思春期相談 依存症相談 (アルコール・薬物・ギャンブル等)	徳島県精神保健福祉センター	088-602-8911	9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ※来所相談は、予約制 ○依存症全般に関する相談15:00～17:00 (第2・4月) ○お酒に関する何でも相談13:00～15:00 (第1・3水) ○思春期相談(毎週木曜午後)
ひきこもりに関する相談	徳島県ひきこもり地域支援センター「きのぼり」	088-602-8911	9:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ※来所相談は、予約制
	徳島県ひきこもり地域支援センター「きのぼり」西部サテライト	088-602-8911	＜美馬保健所内＞ 相談日時:毎月第1・第3金曜日、午前10時30分から午後3時まで ＜三好保健所内＞ 相談日時:毎月第2・第4金曜日、午前10時30分から午後3時まで ※来所相談は、予約制
	徳島県ひきこもり地域支援センター「きのぼり」南部サテライト	088-602-8911	＜阿南保健所内＞ 相談日時:毎月第1・第2・第3火曜日、午前10時30分から午後3時まで ＜美波保健所内＞ 相談日時:毎月第4火曜日、午前10時30分から午後3時まで ※来所相談は、予約制
生活資金貸付、生活困窮等の相談	徳島県社会福祉協議会	088-654-4461	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く) ※申請受付は各市町村社会福祉協議会

分野	実施機関・名称	電話番号等	相談時間等
生活保護の相談	徳島県東部保健福祉局 (勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡)	088-626-8721(徳島庁舎)	8:30～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部(那賀郡、海部郡)	0884-74-7361(美波庁舎)	
	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部(美馬郡、三好郡)	0883-76-0415(三好庁舎)	
	徳島市福祉事務所	088-621-5181	
	鳴門市福祉事務所	088-684-1144	
	小松島市福祉事務所	0885-32-3931	
	阿南市福祉事務所	0884-22-1592	
	吉野川市福祉事務所	0883-22-2262	
	阿波市福祉事務所	0883-36-5196	
	美馬市福祉事務所	0883-52-5604	
	三好市福祉事務所	0883-72-7647	
消費生活・多重債務の相談	徳島県消費者情報センター	088-623-0110	9:00～18:00(月～金)、9:00～16:00(土・日) (水・祝日・年末年始を除く)
多言語による相談	とくしま国際戦略センター	088-656-3312 088-656-3313	10:00～18:00(年末年始を除く)
認知症の相談 (本人、御家族等)	徳島県認知症コールセンター	088-678-4707	10:00～16:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ※来所、メール相談可
女性の相談 (DV、離婚、男女問題等)	女性の悩み110番 (徳島県こども女性相談センター)	088-623-8110(中央) 0884-24-7110(南部) 0883-56-2110(西部)	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
	配偶者暴力相談支援センター(徳島県こども女性相談センター)	088-652-5503(中央) 0884-24-7115(南部) 0883-56-2109(西部) #8008(共通相談ダイヤル)	24時間受付 (夜間(17:00～翌朝9:00)・土・日・祝日・年末年始はコールセンターが対応)
	徳島県性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま	088-623-5111(中央) 0884-23-5111(南部) 0883-52-5111(西部) #8891(共通相談ダイヤル)	24時間受付 (夜間(17:00～翌朝9:00)・土・日・祝日・年末年始はコールセンターが対応)
	性犯罪被害相談電話(徳島県警察)	#8103	24時間受付
	女性の人権ホットライン (徳島地方法務局)	0570-070-810	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	DV相談+(プラス)(内閣府)	0120-279-889	24時間受付
男性の性暴力に関する相談	男性の性暴力被害者のための専用相談窓口	088-622-0033	9:00～16:00(火・日・祝日・年末年始を除く)

分野	実施機関・名称	電話番号等	相談時間等
障がいに関する相談	障がい者サポートダイヤル(身体)	088-631-6240	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
	障がい者サポートダイヤル(知的)	088-631-2720	
	障がい者サポートダイヤル(精神)	088-631-2826	9:00～15:00(月・水・金)(祝日・年末年始を除く)
発達障がいに関する相談	徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ	0885-34-9001	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	徳島県発達障がい者総合支援センターアイリス	0883-63-5211	
障がい者虐待に関する相談	徳島県障がい者権利擁護センター	088-631-1188	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
手話通訳・要約筆記者の派遣に関する相談	視聴覚障がい者支援センター	TEL:088-631-1400 FAX:088-631-1500 HP: http://www.kouryu-plaza.jp/sc-center/	9:00～17:00(木・年末年始を除く) ※ホームページで派遣依頼フォームに入力可能
難病相談	徳島県難病相談支援センター(徳島県健康寿命推進課)	088-621-2999	8:30～18:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
医療的ケア児等に関する相談	徳島県医療的ケア児等支援センター(徳島赤十字ひのめ医療療育センター内)	TEL:080-7541-7447 メール:ikea@hinominejrc.or.jp	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
様々な法律相談 (多重債務、男女問題、離婚問題、労働相談等)	夜間無料電話相談(徳島弁護士会)	088-652-5908	19:00～20:30(水曜日) (祝日・年末年始を除く)
	借金問題無料法律相談(徳島弁護士会)	088-652-5768	13:30～16:00(月曜日) (祝日・年末年始を除く)
	法律相談センター(徳島弁護士会)	088-652-3017	13:30～14:30(月～金)、19:00～20:10(水) ※予約制 ※30分5,000円税別 (祝日・年末年始を除く)
	法テラス徳島	050-3383-5575	○弁護士相談※予約制 10:00～12:00(火・木)、13:00～15:30(水) 14:30～16:00(月～金)、13:30～15:30(木) ○司法書士相談※予約制 11:00～12:00(水) (どちらも祝日・年末年始を除く)
	夜間電話無料相談(徳島県司法書士会)	088-622-1234	18:00～20:00(月・金) (祝日・年末年始・お盆期間を除く)
	司法書士総合相談センター(徳島県司法書士会)	088-657-7191	○無料相談 ※予約制 15:00～17:00(水曜日)1人30分 ○有料相談※予約制 17:30～19:30(木曜日)1人1時間5,000円税別 (祝日・年末年始・お盆期間を除く)

分野	実施機関・名称	電話番号等	相談時間等
人権に関する相談 全般	徳島県立人権教育啓発推進センター (あいぽーと徳島)	088-664-3701	○弁護士相談(面接：予約制) 13:00～16:00(第1・3金)(年末年始を除く) ○弁護士によるインターネット上の人権侵害相談(面接：予約制) 13:00～16:00(偶数月の第2金曜日) (年末年始を除く) ○人権擁護委員相談(面接・電話) 10:00～16:00(第2・4土) (年末年始を除く)
	みんなの人権110番 (徳島地方法務局)	0570-003-110	8:30～17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
若者就労支援	とくしま地域若者サポートステーション	088-602-0553	10:00～18:00(月～金)、10:00～17:00(土・日)(日・祝日・年末年始・お盆期間を除く)
	あわ地域若者サポートステーション	088-637-7553	10:00～18:00(月～金)、10:00～17:00(第3土曜日)(第3土以外の土・日・祝日・お盆・年末年始を除く)
労働相談	総合労働相談コーナー (徳島労働局雇用環境・均等室)	088-652-9142	8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)
	仕事なんでも相談室(徳島県労働者福祉協議会)	0120-783-072	10:00～20:00(月～金)、10:00～16:00(土・日)(祝日・年末年始・お盆期間を除く)
	ジョブとくしま(無料職業紹介所)	088-652-4510	9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始・お盆期間を除く)
	徳島県労働雇用政策課	088-621-2346	8:30～18:15(土・日・祝日・年末年始を除く)
	徳島県労働委員会委員による相談 (面談)	088-621-3234 メール: roudouiinkai@pref.tokushima.lg.jp	相談日時：原則毎週木曜日14:00～16:00(一人60分以内) 電話、メール又は電子申請により、希望相談日の前日午後3時までに予約 (予約は土・日・祝日を除く)
	徳島県労働委員会事務局職員による相談(電話、メール、面談)	088-621-3234 メール: roudouiinkai@pref.tokushima.lg.jp	8:30～18:15(土・日・祝日・年末年始を除く)



第 1 1 章

事例集

1 要介護の親のケア

家庭状況

- 父親(ケア対象) 無職、既往症の後遺症により下肢に麻痺があり、要介護状態。基礎疾患により年に数回救急搬送された経歴がある。
「もう長くない」「いつ死んでもいい」と本児に話す。
- 本児(ケアラー) 中学生。将来を憂慮する父親の精神的ケアを担っている。
- 母親 近距離に居住しているが、別世帯を形成している。
父子住居には毎日夕方立ち寄り、夕食を準備してから帰宅。

発見の経緯 学校

- ・学校より本児の家庭環境について要保護児童対策地域協議会に情報提供があった。
- ・児童福祉部署により関係機関からの情報収集を行う中で、本児が父親のケアを担っている旨を把握。

家族・本児の意向

- ・家族 : 父親は本児と一緒に暮らしたい。
- ・本児 : 父親の病状について、わかりやすく説明してほしい。
父親の病状や自分の将来について、相談できる場所がほしい。

課題解決の方向性・現状

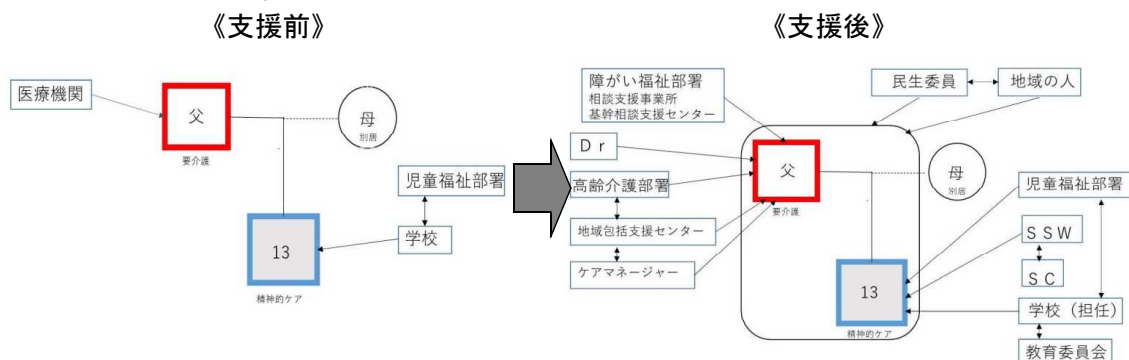
本児の精神的負担の軽減を図る。

①世帯の見守り体制を確保し、地域における支援者を増やす

- ・ホームヘルパー（高齢介護サービス）の利用を開始し、生活環境を整える。
- ・児童福祉部署とスクールソーシャルワーカーが連携し、定期的な家庭訪問を実施。

②本児の、父親の病状や将来への不安感への寄り添い

- ・教員が本児の気持ちを父親へ代弁し、支援者がいることを伝える。
- ・福祉サービスの活用により、参加を不安視していた学校行事に参加できる環境を整える。



2 親に代わり、家事ときょうだいの世話

家庭状況

- 母親 精神疾患があり、本児には末子の世話を、二子には飼育する相当数の動物の世話を任せている。外出することが多い。
- 本児(ケアラー) 中学生。家事全般と末子の世話を担っている。
- 二子 遅刻が多く、朝食欠食気味。飼育する相当数の動物の世話を任されている。
- 末子(ケア対象) 幼児。保育所において、分離不安、食事をあまり食べない、はじめて食べる食品が多いなどが認められた。家庭内で頻繁に怪我をしていることが確認されている。

発見の経緯 保育所

- ・母親との会話から、長子に家事や末子の世話について頼っている言動が見られたことから、保育所指導部署に情報提供があり、要保護児童対策地域協議会が把握。

家族・本児の意向

- ・家族 : 母親及び近隣に居住する親族は、本児を頼りにしている状況であり、本児の負担感について認識していない。
- ・本児 : 周囲からしっかり者として認識され、家事などを任されることに精神的負担を感じている。

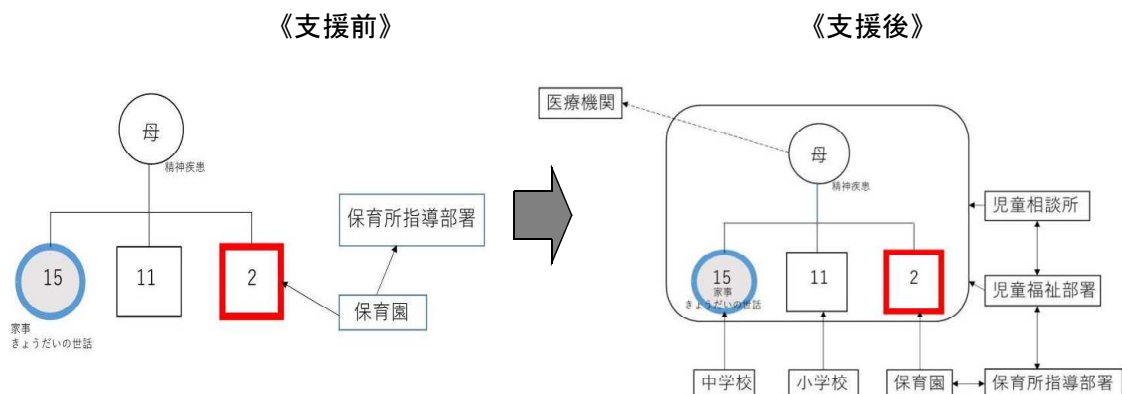
課題解決の方向性・現状

①本児の負担感について、周囲の大人が認識した上で、気持ちに寄り添う

- ・教員より母親に対し本児の率直な気持ちを伝えたことで、家事について親族の協力を得られ、家事負担の軽減を図れた。

②世帯の見守りを継続

- ・学校が中心となり、本児や二子の気持ちを把握し、関係機関に共有するとともに、引き続き生活状況の注視のため、家庭訪問及び見守りを継続する。



徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

徳島県では、令和4年度に県内の公立小学校6年生から高校生に対しヤングケアラーに係る実態調査を実施したところ、「世話をしている家族がいる」と答えた児童は、小学校6年生で6.2%、中学生で2.8%、高校生で2.3%という結果が示されました。そのうち、費やす時間については、小学校6年生では2時間以上が3割程度存在し、一方で、7割以上が世話について相談した経験がないなど、ケアラーと思われるこどもの実態が明らかになりました。

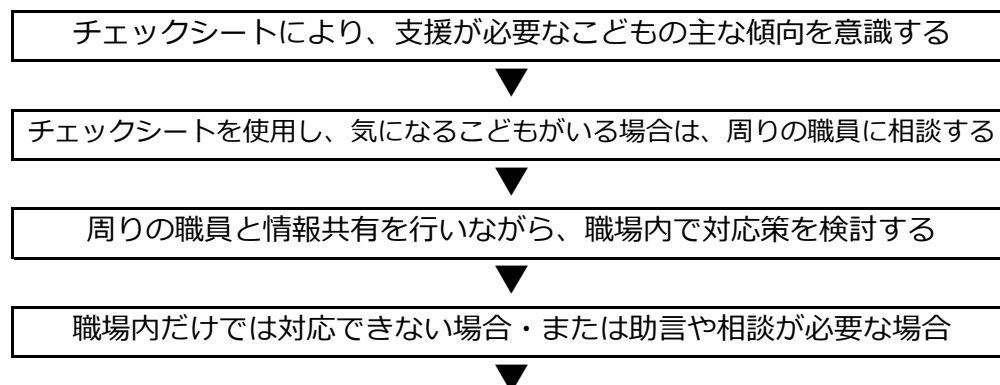
こどもが家族のケアを担う背景には、貧困や障がいなど、様々な課題が複合的に存在しています。ヤングケアラーに限らず、困難を抱えるこどもや世帯を見逃さず、支援につなげるには、日々こどもと関わる大人の「気づき」が重要であるため、県では「こどもと家庭の支援のための『気づき』チェックシート」を作成しました。

このチェックシートにより一人一人の家庭環境を考え、感じ取った違和感を職場内で共有してください。裏面(1)・(2)に該当する家庭は、継続的な見守りが必要であると捉えて頂くとともに、あなたの職場だけでは十分に対応できない場合には、市町村相談窓口につなぎ、連携して対応することが大切です。

コンセプト

- ①支援が必要なこどもやその世帯に関わる主な傾向（気に留めておく項目）を意識する。
- ②自分自身から伝えづらく、見落としやすい、困難を抱えるこどもに気づく目安とする。
- ③気になるこどもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとする。

使い方のイメージ



市町村相談窓口へご連絡ください					
相談窓口		電話番号	相談窓口		電話番号
徳島市	こども家庭センター	088-621-5122	神山町	健康福祉課	088-676-1114
鳴門市	こども家庭センター	088-684-1095	那賀町	すこやか子育て課（本庁舎）	0884-62-1150
小松島市	児童福祉課	0885-32-2114	牟岐町	住民福祉課	0884-72-3416
阿南市	こども支援課	0884-22-1677	美波町	福祉課	0884-77-3614
吉野川市	こども家庭センター	0883-22-2267	海陽町	かいようこども家庭センター「あすも」	0884-73-4311
阿波市	こども家庭センター	0883-36-6820	松茂町	子ども家庭支援室	088-678-2926
美馬市	こども家庭センター	0883-52-2333	北島町	子育て支援課（子育て支援施設Koti）	088-678-6161
三好市	子育て支援課	0883-72-7666	藍住町	こども家庭センター	088-637-3107
勝浦町	福祉課	0885-42-1502	板野町	子ども家庭総合支援センター	088-672-5567
上勝町	住民課	0885-46-0111	上板町	子ども若者家庭支援室	088-637-6006
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971	つるぎ町	福祉課	0883-62-3116
石井町	子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）	088-674-1623	美波町	福祉課	0883-82-6306

徳島県 こどもと家庭の支援のための「気づき」チェックシート

記入機関名

児童名

居住地

※必ずしも全て埋める必要はありません※

区分	No.	気に留めておく項目・内容	記録日					
			記録者					
			該当	非該当	不明			
基本情報	世帯構成	1 こども（概ね18歳以下）の人数	人			(1)		
		2 世帯における大人の人数 ※同居している家族構成（ ）	人					
		3 養育支援者の不在 援助者や頼れる人がいない、家庭内の育児負担の偏り、地域からの孤立等						
		4 3歳未満の乳幼児がいる						
		5 障がい又は配慮の必要なこどもがいる（手帳の有無は不問）	人					
		□慢性的身体疾患、身体障害	人					
		□知的、運動、認知等の発達のいずれかに遅れが見られる	人					
		6 障がい又は配慮の必要な大人がいる（手帳の有無は不問）	人					
		□慢性的身体疾患、身体障害、要介護・要支援	人					
		□精神疾患、精神不調、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）等	人					
		□妊婦	人					
養育者	こどもとの関わり	7 こどもへの評価・感情が否定的である 「かわいくない」「憎い」などの発言、しつけが厳しい、発達不相応な自立の要求等				(2)		
		8 育児について拒否的な発言がある 養育よりも自己都合が過度に優先、生活上の関心がこどもにない、こどもへのケアや配慮が少ない等						
		9 養育に関する知識不足、家事・育児能力が不足している						
	生活歴	10 被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えてる						
	感情態度	11 感情や行動のコントロールに課題がある 些細なことで激しく怒る、感情的になる、攻撃的な態度をとる等						
	自覚	12 こどもへの虐待や過度の家事・ケア負担について自覚がある						
こども	衛生状態	13 身なりが整っていない 体や衣服の不潔感、髪を洗っていない、臭い、爪が伸びている、季節にそぐわない服装をしている等				(2)		
		14 必要な時に病院に通院・受診できていない						
	登校状況	15 学校に行っているような時間に、学校以外で姿を見かけることがある						
		16 学校を休みがち（欠席・遅刻・早退等が多い）又は保健室登校をしている。						
	家族へのケア	17 日常的に家族のケアをしている（ケアの対象者： ） 買い物・料理などの家事、きょうだいの世話や送迎、障がい・病気・高齢の家族のケア						
		18 アルバイトをして家計を助けている（学費や携帯の支払い等）						
	心理行動	19 疲れている様子や精神的な不安定さがある						
		20 家族のことや将来に対する不安や悩みを口にしている						
		21 相手と視線が合わせられない						
		22 落ち着きがない						
		23 些細なことでもすぐにかつとなるなど乱暴な言動が見られる						
		24 食べ物への執着が強い（過食等）、又は食欲不振など、食事に関する課題がある						
世帯環境		25 経済的困窮を抱えている 経済的支援でのみ生活、経済的不安や心配、世帯に労働者がいない等				参考情報		
		26 養育者に時間的制約がある 介護、多子世帯、長時間就労、夜間または頻繁な出張を伴う就労環境等						
		27 養育者が精神的負担を抱えている 疲労、育児不安・ストレス、無気力、一人で抱え込む、援助要請の困難等						
		28 家庭の样子里違和感がある 不衛生、居所不定、安全への配慮がない、DV、不和、極端なこだわりや固執等						
		29 養育者のいずれかが外国にルーツがある						
記録者の所見(追記情報・気になる事項等)			こどもや家族が利用している機関		(1)及び(2)に該当し、自機関以外の支援が必要な場合			
			こどもや家族の支援の希望有無		市町村相談窓口へ【裏面参照】			
			有り 無し 不明					

0. 子ども本人の基本情報

性別☐ 男☐ 女☐ その他（）

年齢（）歳

要対協登録 種別

初回作成日

年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか　→子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある第三者が、ヤングケアラーの可能性がある子どもを発見するために

①健康に生きる権利

☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない

★

☐ 精神的な不安定さがある

★

☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりする）

★

(その他の気になる点)

☐ 表情が乏しい

☐ 家族に関する不安や悩みを口にしている

☐ 将来に対する不安や悩みを口にしている

☐ 極端に痩せている、痩せてきた

☐ 極端に太っている、太ってきた

☐ 生活リズムが整っていない

☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）

☐ 予防接種を受けていない

☐ 虫歯が多い

☐

☐

☐

☐

②教育を受ける権利

☐ 欠席が多い、不登校

★

☐ 遅刻や早退が多い

★

☐ 保健室で過ごしていることが多い

★

☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★

(その他の気になる点)

☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い

☐ 学力が低下している

☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い

☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い

☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない

☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い

☐ 部活に入っていない、休みが多い

☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する

☐ 校納金が遅れる。未払い

☐ クラスメイトとのかわりが薄い、ひとりであることが多い

☐ 高校に在籍していない

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）

☐ 母親

☐ 父親

☐ 祖母

☐ 祖父

☐ きょうだい（）人

☐ その他（）

②サポートが必要な家族の有無とその状況

☐ 特 に い ない

☐ 高齢

☐ 幼いきょうだいが多い

☐ 障害がある

☐ 親が多忙

☐ 疾病がある

☐ 経済的に苦しい

☐ 精神疾患（疑い含む）がある

☐ 生活能力・養育力が低い

☐ 日本語が不自由

☐ その他（）

③子どもが行っている家族等へのサポートの内容

☐ 特 に し て い ない

☐ 身体的な介護

☐ 生活費の援助

☐ 情緒的な支援※

☐ 通院や外出時の同行

☐ きょうだいの世話

☐ 金銭管理や事務手続き

☐ 家事

☐ 服薬管理・投与

☐ 通訳（日本語・手話）

☐ その他（）

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、
自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手

☐ 母親

☐ 父親

☐ 祖母

☐ 祖父

☐ きょうだい

☐ 家族全体

☐ その他（）

☐

②子ども自身がサポートに費やしている時間

1 日

時間程度

③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

☐ いる

→ 誰か：

☐ いない

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

☐ 認識している

☐ 認識していない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

☐ 話せている

→ 誰に：

☐ 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

☐ いる

→ 誰か：

☐ いない

④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）

(出所) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」

78

ヤングケアラーアセスメントツール

項番	ヤングケアラーアセスメントツール質問項目
I あなたの家族について	
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください（病気や障がいの状況、幼いなど）。
II 家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて	
4	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。
A	障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などを行っている。
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（頼まれごとをするなど）。
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・心の病気などの家族のお世話をしている（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
E	（認知症や心の病気などで）目を離せない家族の見守りや声かけをしている（心配したり、気にかけている場合を含む）。
F	障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りを行っている。
G	幼いきょうだいのお世話をしている。
H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳（他の人と話をするときの手伝い）をしている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を金銭的に支えている。
K	その他
5	学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。 1日あたりのおおよその時間を教えてください。
①	（更問）休日の場合はどうですか？
②	（更問）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか？（毎日、週/月に何日程度など）
6	家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか？（小学生になるより前、小学生/中学生/高校生の頃など）
①	（家族が病気や障がいを持つ場合の更問）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか？
②	（家族が病気や障がいを持つ場合の更問）お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか？
7	この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを続けることに不安がありますか？

項番	ヤングケアラーアセスメントツール質問項目	
8		お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒にしている家族や親戚、頼りにできる人はいますか？
Ⅲ 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするものの影響		
9		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするもので感じる気持ちや、体調面で気になることがあれば教えてください。
	A	ストレスを感じる。
	B	ひとりぼっちだと感じる。
	C	家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、こころが苦しくなることがある。
	D	自分のことをあまり気にかけることができなくなる。
	E	身体に具合が悪いところがある（身体が痛い、頭が痛いなど）。
	F	気分がすぐれないことが多い。
	G	十分に睡眠をとれていない。
	H	食欲がでない。
	I	その他
9	①	消えてしまいたいと思うことはありますか？
10		家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするものであなたの生活にどのような影響があるかを教えてください。
	A	学校を休んだり、遅刻してしまうことがある。
	B	疲れて学校に行きたくない/行きたくなくなった（学校生活に悩みや不安がでてきた、などを含む）。
	C	勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない（足りない）と感じる（お世話をし始めてから減った、を含む）。
	D	家族で過ごす楽しい時間（家族で出かける、家族で話すなど）が少ないと思う（お世話をし始めてから減った、を含む）。
	E	その他
Ⅳ 「こうなりたい・したい」と思うこと		
11		あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。
	A	（いよりも）健康になりたい。
	B	ストレスや不安な気持ちをなくしたい（減らしたい）。
	C	家の事は忘れてゆっくりしたい。
	D	自分が行っている家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを減らしたい。
	E	遊びや部活、趣味など、自分のための時間を楽しみたい。
	F	学校の授業や宿題、試験をがんばりたい（がんばるための時間がほしい）。
	G	自分の将来や夢、進路について相談したい。
	H	友達、先生や周りの人に、今の気持ちや、生活について知ってほしい。
	I	自分と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを行っている仲間（人）と話したい。

項番	ヤングケアラーアセスメントツール質問項目	
	J	家族の病気や障がいのことを知りたい。
	K	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知りたい。
	L	自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。
	M	その他

(出所) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究報告書」

徳島県高齢者介護分野におけるヤングケアラー支援マニュアル（抜粋）

介護現場における「ヤングケアラー」早期発見チェックシート

子ども・若者の様子や状況など	
子どもの様子	☐ いつも子どもが家にいる
	☐ 家にいる子どもが勉強している姿を見たことがない
	☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけたことがある
	☐ 表情が乏しい
	☐ 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
	☐ スーパーなどで買い物している姿を頻繁に見かける
	☐ 精神的な不安定さがある
	☐ 高齢者にケア等をしているときに常に傍にいる
	☐ きょうだいや家族のケアをしている姿を見かける
	☐ しっかりしすぎている
	☐ 自分のことを話したがない
	☐ 家族の顔をうかがっている
	☐ 極端に痩せている、痩せてきた
	☐ 極端に太っている、太ってきた
家族の様子	☐ 子どものケアをあてにしている
	☐ 介護の話をするとき子どもを呼ぶ
	☐ 訪問してもいつもいない
	☐ 家族の介護に対して興味がない
	☐ いつも疲れている様子が見られる
	☐ 仕事が忙しく余裕がない
	☐ 通院・治療が必要な家族、障害を持つ家族がいる
	☐ 日本語が母語でない家族がいる
その他	☐ 介護に必要な手続きが遅れがち
	☐ 介護に必要な手続きを子どもがしている
	☐ 家族のケアのために就労していない
	☐ 家族の生活のためにアルバイトをしている
	☐ 家族に関する不安や悩みを口にする
	☐ 将来に対する不安や悩みを口にする
	☐ 高校進学を希望していたが、進学していない
	☐ 訪問介護など家の中に入るサービスを入れたがない

■想定される使用場面

介護支援専門員等が
訪問サービスの実施時に
使用する等

徳島県障がい福祉分野におけるヤングケアラー支援マニュアル（抜粋）

ヤングケアラーだと思われるこどもに気づくためのチェックシート

保護者・家族	日常生活の様子	世帯環境
	☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる ☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている ☐ 保護者が学校の授業参観等に行かない、地域の集まりに顔を出さない	☐ 経済的に困窮している ☐ 日本語が母国語ではない家族がいる ☐ 介護や通院、治療に必要な家族、障がいを持つ家族がいる ☐ 多子世帯 幼いきょうだいがいる
子ども	衛生・日常生活	家族へのケア
	☐ 身なりが整っていない ☐ 食事の世話がされていないようである ☐ 保護者が書くべき手続き書類を、こども自身が書いているようである ☐ 必要なときに病院に通院・受診できていないようである ☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ☐ 学校を休みがちである	☐ 相談支援専門員等による家庭訪問の際、調理や買い物、洗濯などの家事をしている ☐ 家族の介護、付き添い、きょうだいの世話・送迎などをしている姿を見かける ☐ 聴覚障害のある家族や日本語の苦手な家族の通訳をしている ☐ 家計を支えるために就職やアルバイトをしている ☐ 家族の感情面のサポートをしている
	心理行動	
	☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがある ☐ 家族や将来への不安や悩みを口にしていない ☐ 感情の起伏が激しく、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる ☐ 自分のことを話したがない ☐ 家族や相談支援専門員等の顔をうかがっている	

■想定される使用場面

相談支援専門員が家庭訪問実施時に使用する等

徳島県ヤングケアラーに関する実態調査

【児童生徒調査・概要版】

令和5年2月

徳島県 未来創生文化部 次世代育成・青少年課
こども未来応援室

調査の概要

○調査の目的

・本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の実態を把握し、必要な支援につなげるため、県内において「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施し、ヤングケアラーと思われる児童生徒の生活実態を明らかにするとともに、支援ニーズや課題等を今後の施策に反映することを目的とする。

○調査の設計

	児童・生徒へのアンケート調査		
アンケートの名称	徳島県小学生の生活についてのアンケート調査	徳島県中高生の生活実態に関するアンケート調査	
調査対象者	公立小学校6年生	公立中学校、県立中学校、 県立中等教育学校(前期課程) 1～3年生	県立高等学校(全日制)、 県立中等教育学校(後期課程) 1～3年生
調査期間	令和4年7月11日(月)～同年8月5日(金)		
調査方法	Webアンケートシステムを利用 (原則1人1台端末タブレットのインターネット(Wi-Fi)回線を利用)		
有効回答数	2,689件	5,730件	3,124件
(参考) 児童数・生徒数・学校数	5,738人	16,770人	15,500人

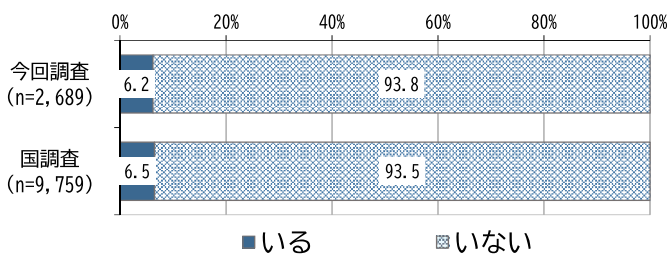
児童・生徒へのアンケート調査

- ・【小学生】世話をしている家族について 2p
- ・【中学生】世話をしている家族について 3p
- ・【高校生】世話をしている家族について 4p
- ・世話を始めた年齢 5p
- ・世話をしている頻度 5p
- ・平日1日あたりに世話に費やす時間 6p
- ・世話を一緒にしている人 6p
- ・世話をしているためにやりたいけれどできないこと 7p
- ・世話の大変さ 8p
- ・世話について相談した経験 8p
- ・世話についての相談相手 9p
- ・世話について相談したことがない理由 9p
- ・学校や大人にしてもらいたいこと 10p
- ・ヤングケアラーの認知度 11p
- ・ヤングケアラーについて知ったきっかけ 11p

【小学生】世話をしている家族について

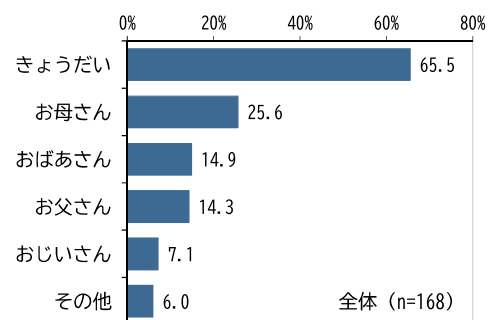
家族の世話をしている割合は6.2%

■世話をしている家族の有無



世話を必要としている家族は「きょうだい」が65.5%で最も高く、次いで「お母さん」が25.6%

■世話を必要としている家族（複数回答）



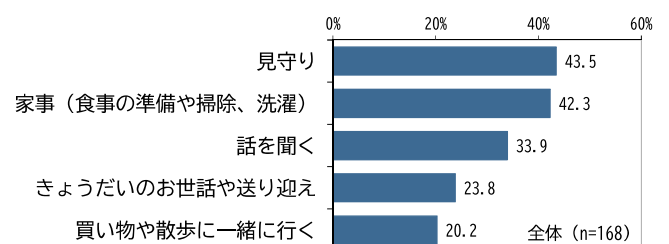
世話をしている家族の状況は父母では「わからない」、祖父母では「高齢65歳以上」、きょうだいでは「幼い」の割合が最も高い

■世話をしている家族の状況（複数回答）（上位3位）

順位	父母	祖父母	きょうだい
1	わからない (56.8%)	高齢65歳以上 (37.0%)	幼い(54.5%)
2	その他(15.9%)	わからない (29.6%)	わからない (29.1%)
3	介護(食事や身の回りのお世話が必要) (13.6%)	介護(食事や身の回りのお世話が必要) (22.2%)	その他(14.5%)

世話の内容は「見守り」の割合が最も高く、次いで「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」、「話を聞く」

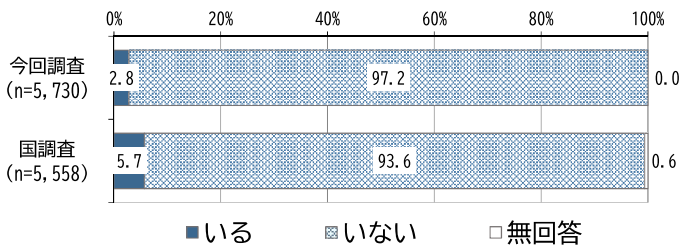
■世話の内容（複数回答）（上位5位）



【中学生】世話をしている家族について

家族の世話をしている割合は2.8%

■世話をしている家族の有無



注:国調査は中学2年生

世話をしている家族の状況は父母では「その他」、祖父母では「高齢65歳以上」、きょうだいでは「幼い」の割合が最も高い

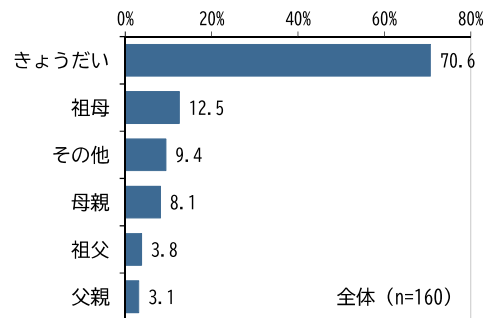
■世話をしている家族の状況（複数回答）（上位3位）

順位	父母	祖父母	きょうだい
1	その他(43.8%)	高齢(65歳以上)(91.7%)	幼い(87.6%)
2	心の病気、うつ病など(疑い含む)(25.0%)	介護が必要(食事や身の回りのお世話)(33.3%)	その他(7.1%)
3	身体障がい(18.8%)	認知症(20.0%)	知的障がい(6.2%)

児童・生徒へのアンケート調査

世話を必要としている家族は「きょうだい」が70.6%で最も高く、次いで「祖母」が12.5%

■世話を必要としている家族（複数回答）



世話の内容は「家事」や「見守り」、「外出の付き添い」の割合が高い

■世話の内容（複数回答）（上位3位）

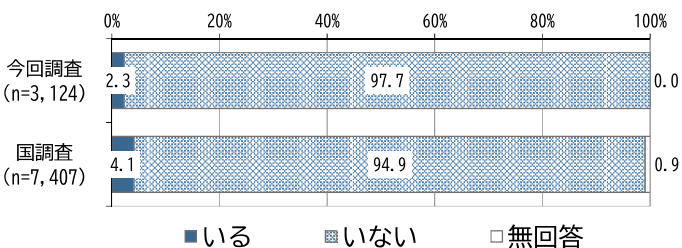
順位	父母	祖父母	きょうだい
1	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(75.0%)	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(50.0%)	見守り(71.7%)
2	外出の付き添い(買い物、散歩など)(50.0%)	見守り(41.7%)	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(42.5%)
3	感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)(37.5%)	外出の付き添い(買い物、散歩など)(29.2%)	外出の付き添い(買い物、散歩など)(24.8%)

3

【高校生】世話をしている家族について

家族の世話をしている割合は2.3%

■世話をしている家族の有無



注:国調査は全日制高校2年生

世話をしている家族の状況は父母では「その他」、祖父母では「高齢65歳以上」、きょうだいでは「幼い」の割合が最も高い

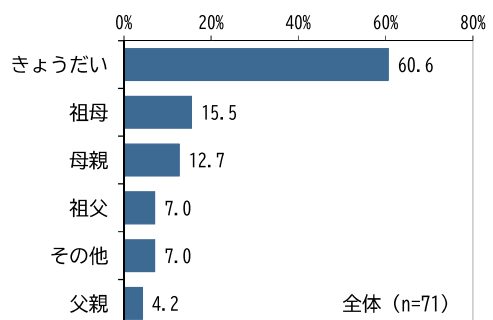
■世話をしている家族の状況（複数回答）（上位3位）

順位	父母	祖父母	きょうだい
1	その他(33.3%)	高齢(65歳以上)(100.0%)	幼い(76.7%)
2	「介護が必要(食事や身の回りのお世話)」 「心の病気、依存症以外の病気」	介護が必要(食事や身の回りのお世話)(33.3%)	知的障がい(14.0%)
3	(22.2%)	認知症(20.0%)	介護が必要(食事や身の回りのお世話)(9.3%)

児童・生徒へのアンケート調査

世話を必要としている家族は「きょうだい」が60.6%で最も高く、次いで「祖母」が15.5%

■世話を必要としている家族（複数回答）



世話の内容は「家事」や「見守り」の割合が高い

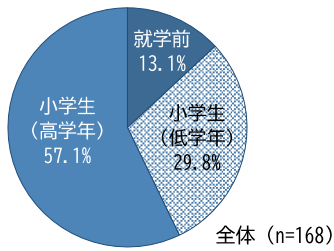
■世話の内容（複数回答）（上位3位）

順位	父母	祖父母へ	きょうだい
1	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(66.7%)	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(60.0%)	見守り(74.4%)
2	「外出の付き添い(買い物、散歩など)」 「感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)」 「見守り」(33.3%)	見守り(53.3%)	家事(食事の準備や掃除、洗濯)(44.2%)
3		通院の付き添い(26.7%)	きょうだいの世話や保育所等への送迎など(20.9%)

世話を始めた年齢

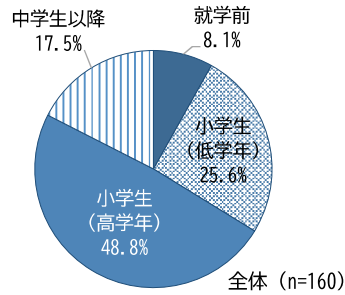
【小学生】世話を始めた年齢は「小学生（高学年）」が57.1%で最も高い

■世話を始めた年齢（小学生）



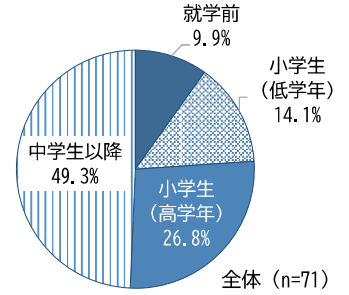
【中学生】世話を始めた年齢は「小学生（高学年）」が48.8%で最も高い

■世話を始めた年齢（中学生）



【高校生】世話を始めた年齢は「中学生以降」が49.3%で最も高い

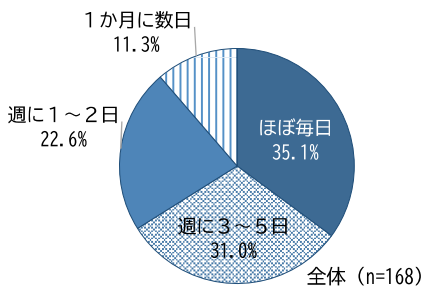
■世話を始めた年齢（高校生）



世話をしている頻度

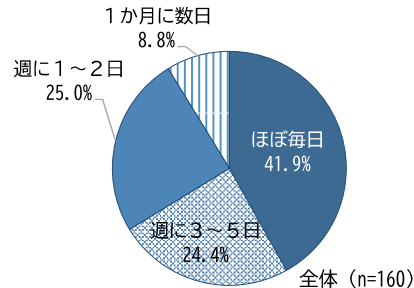
【小学生】世話をしている頻度は「ほぼ毎日」が35.1%で最も高い

■世話をしている頻度（小学生）



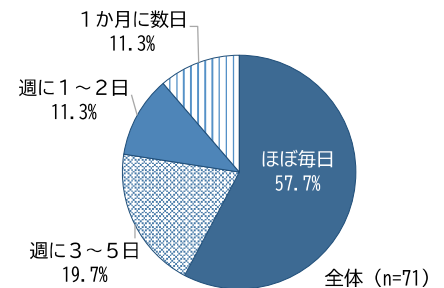
【中学生】世話をしている頻度は「ほぼ毎日」が41.9%で最も高い

■世話をしている頻度（中学生）



【高校生】世話をしている頻度は「ほぼ毎日」が57.7%で最も高い

■世話をしている頻度（高校生）



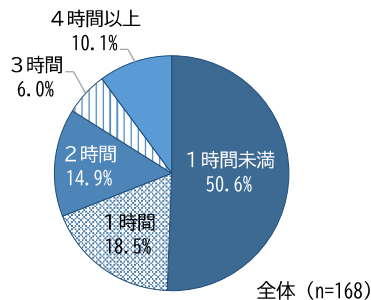
児童・生徒へのアンケート調査

5

平日1日あたりに世話に費やす時間

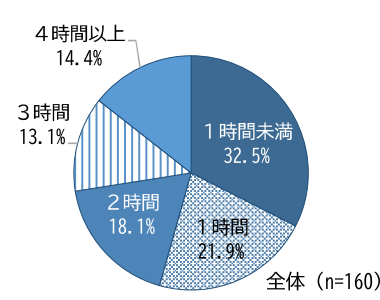
【小学生】平日1日あたりに世話に費やす時間は「1時間未満」が50.6%で最も高い

■平日1日あたりに世話に費やす時間（小学生）



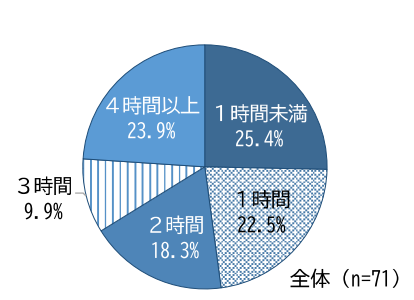
【中学生】平日1日あたりに世話に費やす時間は「1時間未満」が32.5%で最も高い

■平日1日あたりに世話に費やす時間（中学生）



【高校生】平日1日あたりに世話に費やす時間は「1時間未満」が25.4%で最も高い

■平日1日あたりに世話に費やす時間（高校生）



世話を一緒にしている人

【小学生】世話を一緒にしている人は「お母さん」が63.7%で最も高い

■世話を一緒にしている人（小学生）
（複数回答）（上位5位）

順位	
1	お母さん(63.7%)
2	お父さん(44.6%)
3	きょうだい(31.5%)
4	自分のみ(22.6%)
5	おばあさん(13.7%)

【中学生】世話を一緒にしている人は「母親」が68.8%で最も高い

■世話を一緒にしている人（中学生）
（複数回答）（上位5位）

順位	
1	母親(68.8%)
2	父親(44.4%)
3	きょうだい(37.5%)
4	自分のみ(21.9%)
5	祖母(13.1%)

【高校生】世話を一緒にしている人は「母親」が73.2%で最も高い

■世話を一緒にしている人（高校生）
（複数回答）（上位5位）

順位	
1	母親(73.2%)
2	父親(42.3%)
3	きょうだい(23.9%)
4	自分のみ(14.1%)
5	祖母(11.3%)

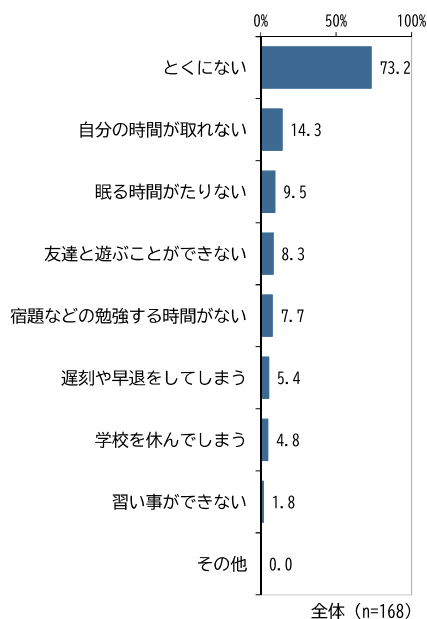
児童・生徒へのアンケート調査

世話をしているためにやりたいけれどできないこと

【小学生】

「とくにない」が73.2%で最も高く、次いで「自分の時間が取れない」が14.3%、「眠る時間がたりない」が9.5%

■世話をしているためにやりたいけれどできないこと（小学生）（複数回答）

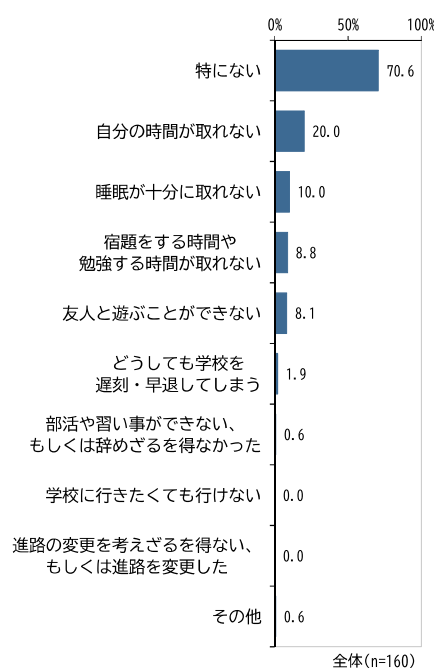


児童・生徒へのアンケート調査

【中学生】

「特にない」が70.6%で最も高く、次いで「自分の時間が取れない」が20.0%、「睡眠が十分に取れない」が10.0%

■世話をしているためにやりたいけれどできないこと（中学生）（複数回答）



【高校生】

「特にない」が57.7%で最も高く、次いで「自分の時間が取れない」が21.1%、「友人と遊ぶことができない」が14.1%

■世話をしているためにやりたいけれどできないこと（高校生）（複数回答）

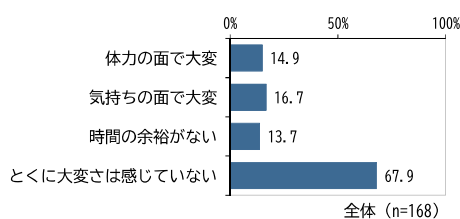


7

世話の大変さ

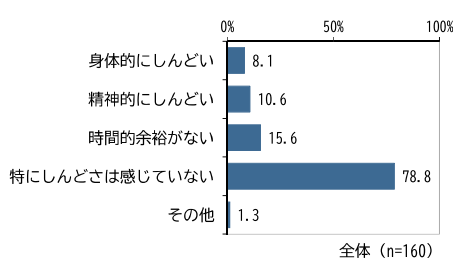
【小学生】世話の大変さは「とくに大変さは感じていない」が67.9%で最も高い

■世話の大変さ（小学生）（複数回答）



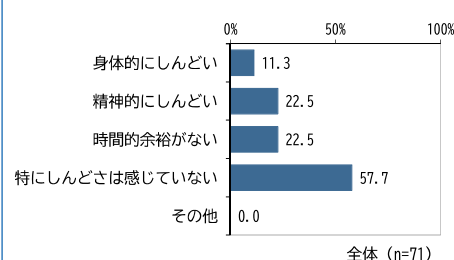
【中学生】世話の大変さは「特にしんどさは感じていない」が78.8%で最も高い

■世話の大変さ（中学生）（複数回答）



【高校生】世話の大変さは「特にしんどさは感じていない」が57.7%で最も高い

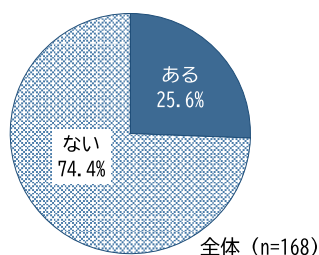
■世話の大変さ（高校生）（複数回答）



世話について相談した経験

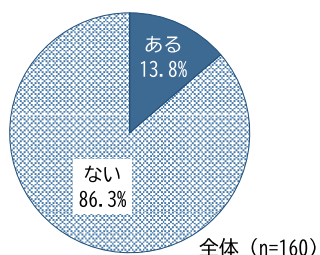
【小学生】世話について相談した経験がある割合は25.6%

■世話について相談した経験（小学生）



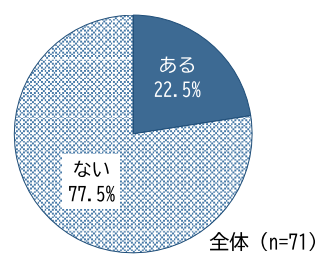
【中学生】世話について相談した経験がある割合は13.8%

■世話について相談した経験（中学生）



【高校生】世話について相談した経験がある割合は22.5%

■世話について相談した経験（高校生）



児童・生徒へのアンケート調査

8

世話についての相談相手

【小学生】世話についての相談相手は「家族」が83.7%で最も高い

■世話についての相談相手（小学生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	家族(お父さん、お母さん、おばあさん、おじいさん、きょうだい) (83.7%)
2	友人(41.9%)
3	学校の先生(保健室の先生以外) (9.3%)

【中学生】世話についての相談相手は「家族」が81.8%で最も高い

■世話についての相談相手（中学生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	家族(母、父、祖母、祖父、きょうだい) (81.8%)
2	友人(18.2%)
3	「学校の先生(保健室の先生以外)」 「SNS上での知り合い」(9.1%)

【高校生】世話についての相談相手は「家族」が56.3%で最も高い

■世話についての相談相手（高校生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	家族(母、父、祖母、祖父、きょうだい) (56.3%)
2	友人(43.8%)
3	学校の先生(保健室の先生以外) (25.0%)

世話について相談したことがない理由

【小学生】世話について相談したことがない理由は「相談するほどの悩みではないから」が70.4%で最も高い

■世話について相談したことがない理由（小学生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	相談するほどの悩みではないから (70.4%)
2	相談しても何も変わらないから (16.0%)
3	その他(10.4%)

【中学生】世話について相談したことがない理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」が73.9%で最も高い

■世話について相談したことがない理由（中学生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	誰かに相談するほどの悩みではない (73.9%)
2	相談しても状況が変わると思わない (18.1%)
3	家族外の人に相談するような悩みではない(14.5%)

【高校生】世話について相談したことがない理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」が60.0%で最も高い

■世話について相談したことがない理由（高校生）（複数回答）（上位3位）

順位	
1	誰かに相談するほどの悩みではない (60.0%)
2	相談しても状況が変わると思わない (32.7%)
3	家族外の人に相談するような悩みではない(18.2%)

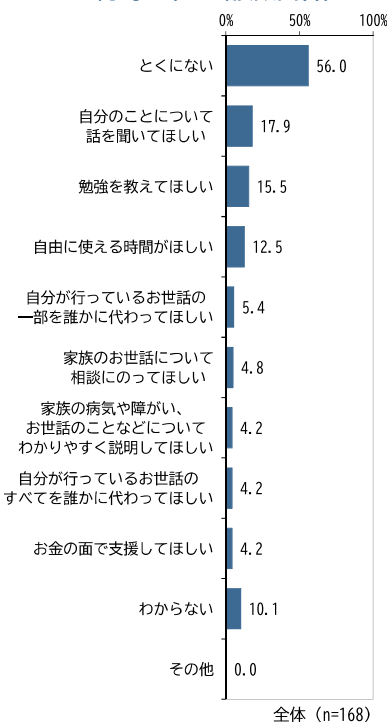
児童・生徒へのアンケート調査

9

学校や大人にしてもらいたいこと

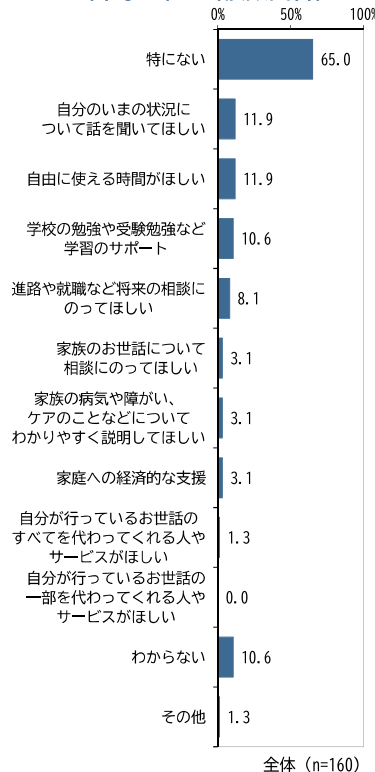
【小学生】学校や大人にしてもらいたいことは「とくにない」が56.0%で最も高い

■学校や大人にしてもらいたいこと（小学生）（複数回答）



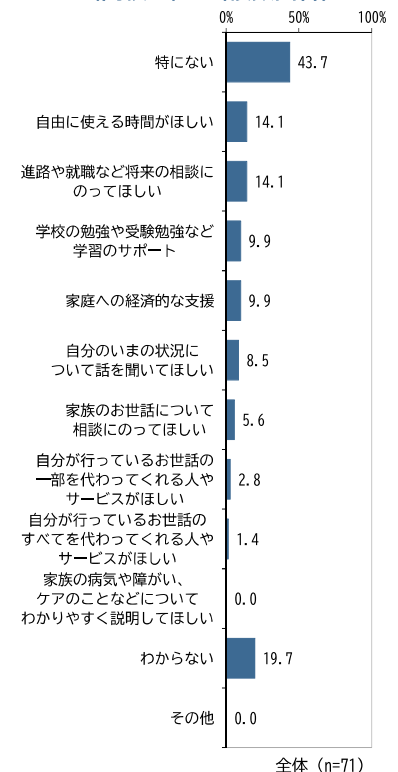
【中学生】学校や大人にしてもらいたいことは「特にない」が65.0%で最も高い

■学校や大人にしてもらいたいこと（中学生）（複数回答）



【高校生】学校や大人にしてもらいたいことは「特にない」が43.7%で最も高い

■学校や大人にしてもらいたいこと（高校生）（複数回答）

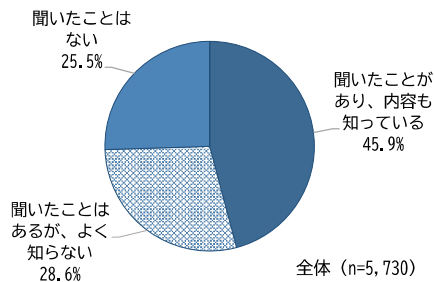


児童・生徒へのアンケート調査

ヤングケアラーの認知度

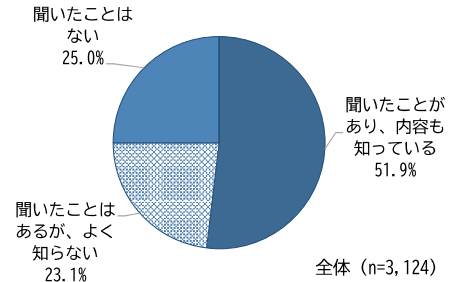
【中学生】ヤングケアラーについて
「聞いたことがあり、内容も知っている」人の
割合は45.9%

■ヤングケアラーの認知度（中学生）



【高校生】ヤングケアラーについて
「聞いたことがあり、内容も知っている」人の
割合は51.9%

■ヤングケアラーの認知度（高校生）



ヤングケアラーについて知ったきっかけ

【中学生】ヤングケアラーについて知ったきっかけは
「テレビや新聞、ラジオ」が82.7%で最も高い

■ヤングケアラーについて知ったきっかけ（中学生） （複数回答）（上位3位）

順位	きっかけ
1	テレビや新聞、ラジオ (82.7%)
2	SNSやインターネット (24.5%)
3	学校 (23.9%)

【高校生】ヤングケアラーについて知ったきっかけは
「テレビや新聞、ラジオ」が76.6%で最も高い

■ヤングケアラーについて知ったきっかけ（高校生） （複数回答）（上位3位）

順位	きっかけ
1	テレビや新聞、ラジオ (76.6%)
2	「SNSやインターネット」 「学校」 (30.0%)